

水野直教育関係文書 教育調査会関係史料(一)

解 説

ここに紹介するのは、水野直所蔵の教育関係文書の中の、教育調査会に関する史料である。以下、水野直の経歴、教育調査会の設置、Ⅰ教育調査会関係文書目録、Ⅱ教育調査会事項、について解説を記しておく。

水野直の経歴

水野直については、追悼集たる『水野直子を語る』(結城温故会 昭和五年四月)と『水野直追憶座談会録』(水野勝邦編 昭和十七年)の二冊のほかに、伝記資料として川辺真蔵著『大乗乃政治家水野直』(昭和十六年十二月)がある。

以下右の『大乗乃政治家水野直』を中心に、その経歴を素描しておく。

直は明治十二(一八七九)年一月五日、男爵水野忠幹(旧肥前新宮藩主)の五男として東京府麹町区に生まれた。明治十七年、六歳にして旧下総結城藩主水野忠愛の没後養子となり家督を相続した。この間の事情については大給左「直様の御幼少の頃」(『水野直子を語る』)所収に詳しくのべられている。明治十八(一八八五)年四月学習院の初等科に入学し、以降高等科卒業までの十五年間在籍した。明治三十二(一八九九)年には東京帝国大学法科大学に進学し、四年後の明治三十六年七月同大政治学科を卒業した。同期生には小川郷太郎、上杉慎吉等の名前がある。

卒業した翌年、貴族院議員になった。いうまでもなく、貴族院における最大会派の研究會に所属し、以後、大正九年から同十一年十月までの一時期を除き、

中 野 実

貴族院議員としてその半生を政界におくることになるが、明治三十七年の貴族入院はその出発点であった。

ところで、水野が高等文官試験を受験せず直ちに貴族院に身をおいた経緯については「最初は直子も、それほど政治といふものについて深い諒解をもつて居た訳でもなく、従つて特別の興味を感じて居たといふ次第でもなかつたらう。しかし友人達のすゝめもあり、且つ亦これが極めて安易に、また極めて自然に展開された途」(五一頁)であった、と説明されている。

尚友会幹事(明治四十二年)、研究会常務委員(大正五年)等に当選し、院内外において精力的に活動し、研究会内に止まらずひろく政界に大きな地歩を占めていった。大正十三(一九二四)年の清浦奎吾内閣では青木信光等とともに組閣工作に尽力する一方、同年六月に成立した護憲三派加藤高明内閣下では「研究会自身の死活問題として」の貴族院改革問題の解決に奔走した。その間の動静については『大乗乃政治家水野直』に復刻されている日記に詳しく綴られている。大正十四(一九二五)年第二次加藤単独内閣においては彼自身入閣し、陸軍政務次官に就任した。当時、陸軍大臣は宇垣一成であった。これは水野の長い政治生活のなかでただ一度の任官であった。任官中には第五十二回帝國議會における憲政・政友・政友本党の三党首会談を成功させている。

昭和二年四月、水野は官職を辞した。これは、加藤高明首相の死去により後継内閣を組織していた若槻礼次郎内閣の総辞職にともなうものである。翌年より健康を害し始めおよそ一ヶ月間の入院の後、小康を取り戻したが、昭和四

(一九二九)年四月上旬より再び病床に臥し同月三十日死去した。享年五一歳であった。

さて、水野は政界にあって当然さまざまな委員に任命されていたが、教育制度改革とのかかわりはどのようなものであったのだろうか。

水野は教育調査会(後述)会員に任命されたのを皮切りに、臨時教育会議(大正六年九月)、臨時教育委員会(大正八年五月)にも席を占めている(なお臨時教育委員会は同年十一月に辞任した)。このように水野は大正期の主要な教育諮問機関の委員を歴任したのである。

『学制問題ニ関スル議事経過』(教育調査会編 大正六年五月十日)によれば、水野の名前は、教育調査会において「学校系統ニ関スル建議案」(提出者・高木兼寛、辻新次〔目録番号Ⅰ・10・35〕の賛成者及び「学位令改正ノ方針ヲ決定スルノ議」(提出者・江木千之〔目録番号Ⅰ・10・27〕の賛成者として、散見できるようにすぎず、特別委員にも任命されていない。しかし、『大乗乃政治家水野直』には「水野子が発表した意見の草稿」(二〇七頁)なる文書が復刻されている。「草稿」は、推測するに、大正四年七月七日に開催された総会の前後にまとめられたと思われる。そして、これは、現在確認される教育調査会における水野のほとんど唯一のまとまった意見草案である。「草稿」は今回の文書類に含まれておらず、また前掲『学制問題ニ関スル議事経過』にもみえないため、ここに再録しておいた。水野は、この「草稿」によれば、二点に留保条件を付して菊池大麓の大学改革案(「大学制度等ニ関スル建議案」)に対して賛成を表明している。にもかかわらず、さきにも述べたように、当該建議案の提出・賛成者には名を連ねてはいないのである。

今爰に委員会案及菊池男爵案の此調査会に提出せられ、其可否を決するの必要に迫れり。因て先輩に対し誠に失敬たりと雖も自分の意見も亦吐露せざるの止み難きに至る。

実に両案とも有識経験の方々々が熟考立案せられたるものなれば、御主張及び賛否の意見を拝聴すれば孰れも御尤もなるを覚え、特に申上べき必要なくし

て、その賛否を表するに甚だ困難なるを苦む。唯自分は両案御主張につき其何れに重きを措くかを判別して賛否を表するものなり。

抑々自分が学制改革中に於て最大重要な目的となすものは修学年限の短縮にして、壮年有為の人力を徒らに学校生活に苦しましむる不経済を省き、其氣鋭敏活の思想手腕を社会に活動せしむるにあるは無論確信して疑はざる所、之が為に若干の困難を忍ぶも此目的を遂げんとするは現今社会要求の趨勢にして、蓋し上下の輿論として動すべからざるは何人も首肯せらるべし。

然ば修学年限の短縮は那辺に其余裕を求め得べき。之を中学に求めんか、普通教育を完成し相当の人格を作る上に於て現制度より一年を減ぜば、到底忍び得ざるべく、既に全国中学校長の調査報告に徴しても亦其難きを知る故に、自己は中学現制度年限を短縮し得ざるを信ず。因之觀之、從來拝聴したる委員会案は此点に於て賛成し能はざるなり。

菊池男爵案に拠れば、或は我国学芸の向上を妨げ其程度を低下せしむとの心配あるが如きも、此案は大学の最低程度を設けたるものなれば、其以上更に多種の制度を設くるの余地あるを以て学芸の発達を阻害するの嫌なきを信ず。

要するに

- 一、現今の中学制度を存置し
- 二、学問の発達を妨げざる範囲に於て大学教育を簡易ならしむ
- 三、以て年限短縮の目的に達せんが為に菊池男爵案に賛成す

次に臨時教育会議との関わりについて簡単に記しておこう。水野は、同会議に提出された政府諮問案第四号「師範教育ニ関スル件」及び建議案「兵式体操振興ニ関スル件」の主査委員であった。『臨時教育会議関係文書目録』(教育史料目録2 国立教育研究所編 一九七七年一〇月)の総会発言者索引を検索すると、

水野は全三十回の総会においてただ一度だけしか発言していない。(なお総会を四回欠席している)。同会議における水野については、今回紹介した文書のほかに師範教育に関するメモ及び草案等が存在しているため、次回予定として

いる臨時教育會議關係史料の解説と併せて、論じることとする。

教育調査会の設置

教育調査会は、戦前における第二番目の学制調査に関する諮問機関として設置された。高等教育會議（明治二十九年十一月十八日設置、勅令三百九十号）の廃止後、大正二（一九一三）年六月十三日（勅令百七十六号）から同六年九月二十一日まで存続した。ここでは教育調査会の審議内容には触れず、同会の沿革及び研究の現状等につらてのべることにする。

教育調査会官制（大正二年六月十三日）によれば、同会の所屬及び目的は「文部大臣ノ監督ニ屬シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」（第一条）とされ、高等教育會議にはなかつた「重要ノ事項ヲ調査審議」するといふ新しい機能が付与されている。その他、教育に関する事項につき「文部大臣ノ諮詢ニ応シテ意見ヲ開申」（第二条）し、かつ「文部大臣ニ建議スルコトヲ得」（第三条）とされた。

教育調査会において特徴的な点は、その構成員にあった。高等教育會議が、帝国大学総長、直轄諸学校長その他直接間接に文部大臣の監督の下にある官吏及官吏待遇者をもつて構成されていたのに対して、教育調査会は実業家、政党内、貴族院議員等から構成された。官制上、「総裁一人副総裁一人及會員二十五名以内ヲ以テ」（第四条）組織され、「會員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス」（第五条第二項）と任命方法と人数だけを規定し、以下にあげた人々を構成員としたのであった。「教育調査会を設置した第一次山本内閣は、薩派と政友会で組織され、山県系を完全に疎外した『閥首党身内閣』といわれ、その推進力は原敬であった。であればこそ、調査会の委員の人選を官僚中心に編成するのではなく、（中略）新しい視角から行なつたのであろう。」（平原春好『日本教育行政研究序説』一九七一年 三三九頁）といわれている。

発足時のメンバーは総裁に枢密顧問官樺山資紀を置き、副総裁は当時の文相奥田義人自身がつとめた。委員は枢密院から九鬼隆一、加藤弘之、菊池大麓の三名、貴族院から江木千之（茶話会）、岡田良平（研究会）、桑田熊蔵（土曜会）、小松原英太郎（茶話会）、高木兼寛（無所属派）、水野直（研究会）の六名、衆議院

から改野耕三（政友会）、関直彦（国民党）、花井卓蔵（国民党）、三土忠造（政友会）、箕浦勝人（同志会）、村野常右衛門（政友会）の六名、実業家としては沢沢栄一（第一国立銀行）、豊川良平（三菱銀行）、中野武管（東京商工会議所会頭）、早川千吉郎（三井銀行）の四名に、さらに鎌田栄吉（慶応義塾塾長）、杉浦重剛（国学院大学学監）、高田早苗（早稲田大学学長）、成瀬仁蔵（日本女子大学校長）の四名を加えて計二三名であった。

このようにして発足した教育調査会ではあったが、約四年間に内閣更迭が三回、文部大臣も奥田義人を先頭に大岡育造、一木喜徳郎、高田早苗、岡田良平と激しく変化したこともあって、所期の目的を達することなく廃止された。

大正五年の第三七回帝國議會貴族院予算委員会における江木千之の

貴族院へ大正二年三月教育調査機關ノ設置ニ関スル建議（松平康民・山田春三・木場貞良〔研究会所屬〕提出、賛成者正親町実正外一〇五名、筆者注）ヲ提出シ以テ政府カ特ニ有力ナル教育調査機關ヲ設ケテ教育ノ主義方針ト其ノ制度トヲ調査セシメ百年ノ大計ヲ定メンコトヲ要求シタリ今や歐洲大戦ノ教訓ハ我教育及学制上ノ懸案ノ解決ヲ促スコト益々急切ナルモノアリ然ルニ目下政府ノ施設スル所ヲ觀ルニ未タ本院ヲシテ満足セシムルコトヲ得サルノ憾アリ就テハ政府ハ右建議ノ旨趣ニ副フヘキ周到精確ナル調査ヲ遂ゲシメ以テ前述ノ目的ヲ達スルコトニ努メラレムコトヲ望ム（教育調査会編『教育調査会経過概要』大正六年六月 七頁）

という発言に代表されるように、教育調査会に代わるより強力な教育諮問機関の設置に政府はむかっていた。臨時教育會議の発足が、それであった。

ところで、日本近代教育史においてこの教育調査会に関する研究は非常に乏しいというのが現状である。たとえば『日本近代教育史事典』（同書編集委員会編 昭和四十六年）にもひとつの独立項目として取りあげられていない。大正期の教育政策にふれた研究論文も、一木喜徳郎文相諮問の大学校令及び学位に関する規定制定の件提出以降を、主に論じる傾向が強く、審議調査機関としての

教育調査会の全体像を捉えてはいない。

もちろん、これには史料の制約が大きく作用していた。教育調査会に関する公刊史料としては、前掲『学制問題ニ関スル議事経過』及び『教育調査会経過概要』の二冊があるのみである。しかも、前者は、さききのべた、一木文相諮問(大正三年六月)以降からの議事経過が記されているのみである。後者は、全期間を叙述してはいるが、文中に列挙されている各種諮問案、建議案、改正案等の内容があまりにさかされていらない。そのために、水野の筆記にみられる教育基金令改正に関する件、杉浦提出建議案中の徴兵令改正に関する件等が、その後の研究において考察の対象から除かれることになってしまっている。

もともと、教育調査会が、「高等教育の官僚独占・差別を是正し、高等教育機関の国民化・大衆化の方向をまがりなりにも打ち出したもの」として、学制改革論上重要な意味を認められるべきもの(平原春好 前掲番 三四三頁)という評価が与えられるほどの機関であるからには、今後総合的な研究が期待されるのである。その際に、ここで紹介する文書が寄与するところは、はかりしれないものである。

Ⅰ 教育調査会関係文書目録

つぎに今回整理した文書の存在形態や特徴などを記しておく。解説に際しては、文書の性格と所蔵形態とにより「Ⅰ 教育調査会関係文書目録」、「Ⅱ 教育調査会事項」に区別しておく。

「Ⅰ 教育調査会関係文書目録」に収録されている文書群は「教育調査会新聞記事」と朱筆表記された和紙灰色封筒(34×25・5cm)に一括して納められている。作成者がつけた目録番号Ⅰ(1)「第一号 総目録」からⅠ(9)「No.2 教育調査会通牒綴」までの十簿冊からなる(なお目録番号の角括弧「」はひとつの簿冊を表わす。文書標題に掲げた「第一号 総目録」から「第九号 G」までの文字は原簿冊の表紙に朱筆されている。「No.2 教育調査会通牒綴」の標題に限り、「第一号 総目録」からとった。Ⅰ(1)「第一号 総目録」にはⅠ(2)「第二号 A」以下の全目次が記載されている。

ところで、今回目録化できた以外に、「第一号 総目録」には未確認の簿冊

の目録がみられる。いまそれらの標題を以下に掲げておく。

「No.1 自大正二年七月至大正四年五月教育調査会通牒目録」「教育調査会記事第一号目録」「第二号教育調査会記事新聞記事目録」「第三号目録」「第四号目録」及び「断片書類目録」。

最後の「断片書類目録」は下欄に丸括弧で水野子爵分と記され、「教育調査会速記録(一、二、三)」や雑誌『世界』(京華日報社刊)一〇三号の「ヴェンチヒ氏経済学研究所の改革意見」(正式題目は、「日本の大学に於ける経済学研究所の改革」である)などの資料があげられている。

さて目録番号Ⅰ(2)「第二号 A」から同Ⅰ(6)「第六号 E」までは雑誌『教育時論』の記事の筆写である。記事収集の始期は、一〇〇七号(大正二年四月五日)である。これは、『教育時論』が大正初期の教育調査機関設置の動向を報道し始めた、翌号にあたる。また、記事の筆写は一〇〇余点の件数を数える。このように、記事収集の期間(大正二年四月五日〜同四年六月二十五日)と筆写の件数とから推して、記事収集はかなり継続的に丹念におこなわれたといえる。ただ、筆写に際して、原文ルビは削除され、改行もほとんどおこなわれていない。また、たとえば江木千之著『大学制度ノ根本問題ニ関スル独逸領学リョースレル氏意見一斑』(大正二年九月)を転載した同誌記事「大学制度の根本問題」の場合が著しい例だが、筆写に脱落が若干ある。なお収集の期間のうち、約一年間(一〇四三号〜一〇八一号)分の記事が欠けているが、いまその理由は明らかにできない。

教育調査会関係記事の収集は『教育時論』のあと新聞紙に変化し、大正四年八月までおこなわれている。この限りでいえるのは、教育調査会関係記事の収集は高田早苗文相が大学令要項を同会に諮問(大正四年九月二十一日)する以前に終わっている、ということである。どのような判断が働いたかは不明であるが、後述の「教育調査会事項」の筆記もまた大正四年七月十九日までであることを考え合わせると、興味深い時日の符合である。

目録番号Ⅰ(9)「No.2 教育調査会通牒綴」は、前記目録番号Ⅰ(1)〜同(9)までの史料とは性格を異にし、標題が示すとおり教育調査会の総会・委員会の開催

通知文、文部大臣諮詢案、会員提出の建議案、意見書及び調査資料等の文書から構成されている。本簿冊目録の記載の順序は第一に文書標題を、第二に備考を、第三に形式を、それぞれ記した。文書の掲載は、目録番号11「第一号総目録」中の「No.2 教育調査会通牒級目録」の順番とは逆に、本簿冊綴の上から順次おこなった。

ところで会議開催通知文を除いた本簿冊にある配布資料、建議案、意見書等と前記『学制問題ニ関スル議事経過』に復刻されているものとの対応関係は次のようになる。

『学制問題ニ関スル議事経過』索引名	目録番号
中等教育制度改正ニ関スル意見	1(10)30
大学校令及学位ニ関スル規定	1(10)33
同 参考 大学校令	1(10)26
同 参考 学位ニ関スル規程	1(10)34
同 参考 学位ニ関スル規程	1(10)31
原案第一項ニ関スル訂正	1(10)29
教育制度改正ニ関スル意見	1(10)39
仏国ノ「リッセー」ノ課程	1(10)27
学位令改正ノ方針ヲ決定スルノ議	1(10)23
大学校令等ニ関スル特別委員会報告(参考書類、付録は省く)	1(10)24
〔但し同前書報告中の議決理由書(二四〇頁〜一五一頁)が欠けている〕	
大学制度等ニ関スル建議案	1(10)25

本簿冊の文書は、同前書所収のそれと趣旨の変更にならない程度の語句及び体裁に異同がある。注目されるのは、本簿冊における文書には朱点(線)や鉛筆による書き込みが縦横におこなわれていることである。同前書におさめられていない文書としては、目録番号1(10)28「言語文字ニ関スル建議案」のほか、修業年限短縮問題に関する調査資料と考えられる、目録番号1(10)36・38・

40・41・42の六點の文書がある。

通知文のうち、目録番号1(10)4「徴兵令上認定各種学校及管外学校ニ関スル調査印刷物」の「調査印刷物」及び高田文相の大学令要項と考えられる目録番号1(10)20「文部大臣ヨリ別紙ノ通大学令制定ノ件諮詢」の「別紙」は欠けている。また目録番号1(10)22「大学校令等ニ関スル議決ニツキ別紙理由書」は目録番号1(10)23・24の理由書と思われるが存在しない。ただ目録番号1(10)21の「関係書類」とは目録番号1(10)23・24・25の一括文書と推測される。

以上、教育調査会関係文書の形態、特徴をのべてきた。本文書中、特に「2 教育調査会通牒級」簿冊は、これまで発掘されてこなかった教育調査会に直接関係する原史料である。また同時に、『教育時論』を中心とした継続的収集による記事も貴重な史料といえるだろう。

II 教育調査会事項

つぎに紹介するのは「教育調査会事項」と題された水野直の筆記になる教育調査会会議日付及会議要項である。いわば水野における教育調査会に関する私的「日誌」といえるだろう。硬紙製四耗方眼手帳(16・2×10cm)一冊に、ペン字で横書きされている。手帳一頁につき二百字詰原稿用紙四枚程度の分量がある。全八十枚のうち五十枚に記入されており、末尾三枚半には各種学制改革の図解及び覚書がある。

もともと本「日誌」は、次回掲載予定の茶封筒(27×16cm)に「大正六年臨時教育調査会 師範教育問題」と墨書された「臨時教育会議関係文書」にまぎれ込んでいたのを、今回教育調査会関係文書のひとつとして取り上げたのである。

ところで、その関係文書中に、水野は本「日誌」の他に三冊の筆記帳面を残している。それらの内容は当然師範教育問題等でありここでは割愛するが、ここで指摘したい点は、水野がかなり丹念にメモを取る性格であったということである。前掲書『大乗乃政治家水野直』『水野直子を語る』にはその点に関する記述がかなりある。たとえば前書には、「それは僅かに残っている日記を見ればすぐ判る。この日記は大正十三年、十四年、十五年に亘って、数日もしく

は十数日だけつづ残っている。話は少し横道にそれるが、水野子は元來刻明に日記を記入してゐた人であるという。しかしその日記はほとんど全部焼いてしまったさうだ。」(一九六〇七頁)とある。また宇垣一成がのべている陸軍政務次官としての水野の活動の一斑は次のようなものである。「私の役所としては毎週に二回各局長以上の者を集めて会議を開いて居る…(中略)…そして色々と各局長其他の職員からの話又私の話を一々詳細に聴取られて、其中の要点々々は親しく手帳を出してそれに書留めて居られた、若し其手帳が子爵家に残つて居るならば、それを御覧になつたならば驚くやうな詳細に事務的のことも書留めて居られたであらうと思つてあります。何時も私の隣りの席に位置をとつて居られたのであるが、珍らしいことゝか話の要点は一々鉛筆を舐めて丁寧に書留めて居られた」(後書「熱と情の子爵」一六六頁)。以上の引用からも窺われるように、本「日誌」の内容はかなり信頼度が高い、と推測される。

さて、「日誌」の記述は大正二年六月三十日会員任命から始まり大正四年七月十九日の総会で終わっている。丁度この日、菊池大麓他五名提出に係る「大正学制度等ニ関スル建議案」中第一項「中学校卒業生及同等以上ノ学力アル者ヲ收容シ四箇年以上ノ教育ヲ施ス学校ヘ大学ト為スコトヲ得ルコト」が議決されてゐる。この日で記述が止まつてゐる点は、「水野直の経歴」において紹介したような「意見の草稿」の存在と新聞記事の収集の期間とを考え合わせると、注目に価するだろう。

さらに重要と思われるのは、「日誌」には教育調査会の総会及び特別委員会の会議の記述ばかりでなく水野の所属した貴族院研究会の動向に触れられてゐる点である。また、教育調査会の会員はもちろんのこと、久保田謙・木場貞長・鹿子木小五郎等を訪問しており、その会合談も散見でき、興味深い。いま参考として左記に「日誌」を項目別に一覧化しておく。

▼教育調査会事項日付〔月日は略し6月10日を6・10と記した〕

- 大正2年 6・30、7・4、7・9、7・15、9・29、10・29、11・14、11・26、11・27、12・3、12・11、12・17、12・18
- 大正3年 1・14、1・28、2・7、5・29、6・11(19)、6・29、7・

- 1、7・2、7・7、7・9、7・14、7・16、7・18、7・20、7・24、7・27、9・22、10・2、10・7、10・16
- 大正4年 7・7、7・9、7・12、7・15、7・19 [計39回]

▼貴族院議員会合

- 大正2年 7・8、7・15、9・17、9・19、10・24、11・14、11・15
- 大正3年 1・23、6・27
- 大正4年 6・21 [計10回]

▼訪問日付及び氏名

- 大正2年 7・1、7・2(小松原英太郎)、7・3(桑田熊藏・牧野伸顯)、7・5(久保田謙)、7・12(木場貞長)、7・13(岡田良平)、7・21(鹿子木小五郎) [計8回]
- 大正3年 7・3(木場貞長)
- ▼その他
- 大正2年 7・4(大森金五郎)
- 大正3年 6・15(文相招待) [計2回]

このような内容をもつ本「日誌」の史料価値について簡単に触れておきたい。第一は、その内容を構成してゐる対象と時期である。「教育調査会の設置」のところでものべたように、同会の関係史料がほとんど限定されている現状において、貴重な史料であることはくり返すまでもない。戦前期設置された教育審議機関に任命された委員が、当該機関の審議を筆記した史料としては、近代教育史上稀有のひとつといえるだろう。

今回復刻するにあたっては、左の凡例に記した方針のもとにおこない、枚数の関係上奥田文相下の時期、大正三年二月七日までとした。

さいごに

今回は教育調査会関係文書目録及び「日誌」の存在形態や所蔵を中心のべ、内容分析にはいれなかった。作成者は本史料紹介をする過程において、教育調査会の全体像をとらえたい欲求を強く感じている。その前提にたつて今後の課題について若干記しておきたい。

「学制問題」に限定された研究はあつても、教育調査会そのものの研究の蓄積が少なく現状において、第一に性急な判断、結論を留保せざるを得ない。教育調査会の設置、組織構成から審議方法・内容の分析等に先立って、まず正確な同会の議事日程の確定という基礎作業から開始されねば、本史料を意義あるものとして活用することにはならぬだろう。第二に、すべての史料が限界をもつように、本史料の史料批判は厳密にされねばならない。とくに「日誌」は、周辺史料の収集を必要として、慎重を用する。というのは、「日誌」には貴族院研究会派の動向が多く伝えられているのであるが、その他の会派、あるいは衆議院の政党の動きも勘案して評価されるべきだろう。評価を一方に偏してしまつてはいけない。

これらの課題は、他日に期したい。
前後になつたが、今回貴重な史料を閲覧させていただきかつ復刻を快諾して下さつた水野勝之氏及び仲介の勞をとつていただいた井上光貞本学名譽教授にお礼申し上げる。また、この機会を与えて下さつた伊藤隆助教にも感謝する。なお、東京大学百年史編集室の同僚の方々にも種々援助をいただいた。

凡例

- 一、復刻にあつては原則として原本通りとした。ただ明白な誤字は訂正し、疑わしい文字または判読困難な文字についてはその右傍に(ママ)あるいは(…カ)と註記した。凡、片、フはそれぞれドモ、トキ、事と記した。
- 二、漢字は当用漢字のあるものはそれを用い、句読点は適宜付した。
- 三、原文中の朱線・朱点は、煩雑をさけるため、一括して省いた。
- 四、原本の欄外に記された文字については、朱字により後に付けたと思われるものについては原本のままとした。その他は*印で原位置を示すとともに文字を当該の日の記述の末尾に移した。
- 五、原本中の人名については、「」で氏名を補ない、初出の場合のみ記した。不明な場合は一の要領により註記した。
- 六、作成者が付記した文字はすべて「」を付けてそのことを明らかにした。

I 教育調査会関係文書目録

目録番号 文書標題 体裁

I (1) 第一号 総目録 B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・36枚

「目録番号I(2)~(4)までの簿冊に蒐集された記事の総目次」

I (2) 第二号 A B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次2枚(全72枚)

「雑誌『教育時論』(開発社発行)に掲載された教育調査会関係記事の筆写。対象期間は大正2年4月5日(1007号)より同年6月25日(1015号)までである。左記に筆写された題目・著者(あるいは談話者)・掲載欄の順序で記す。該当項目がない場合は繰上げて記し、掲載欄名は社説と論説はそのままとし、以下次のように略記した。学説政務II学政、内外雜纂II内外、時事彙報II彙報、時事寓感II寓感。目録番号I(3)~(6)まで以下同様。」

教育調査会大方針(社説)・教育調査機関設置の討議(内外)・教育調査と当局(彙報)・菊池男の提唱(寓感)・黒影先生学制談(その一部)(内外)・教育調査機関に就て(社説)・教育調査会骨格(彙報)・教育調査会委員選定方針(彙報)・黒影先生学制談(その一部)(内外)・文相と調査機関(彙報)・教育調査機関に対する希望(彙報)・教育調査機関特色(彙報)・学制調査会内容(彙報)・教育調査会と其の議員(寓感)・教育調査機関の設立(彙報)・調査会総裁説(彙報)・調査会の成立期(彙報)・大学令改正と文相(彙報)・単科大学案解決(彙報)・教育調査機関、木場博士談(内外)・教育調査機関、久保田男談(内外)・学制調査会(彙報)・教育会議は廃止(彙報)・学制問題(寓感)・陸高等教育会議(寓感)・教育時事談(その一部)(学政)

I (3) 第三号 B B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次2枚(全64枚)

「同誌大正2年7月5日(1016号)~大正2年9月25日(1024号)」

教育調査会人選発表(彙報)・同上委員選定事情(彙報)・教育調査会(彙報)・教育調査委員(彙報)・山川東大総長教育談(彙報)・教育調査会価値(彙報)・教育調査会(社説)・奥田文相訓示(その一部)彙報・文相の調査委員招待(彙報)・教育調査事項(彙報)・渋沢男教育談(彙報)・加藤男教育談(彙報)・江木議員教育談(彙報)・教育調査会前途(彙報)・教育調査会規則(彙報)・教育調査会第一会(彙報)・教育調査会第二会(彙報)・高田博士教育談(彙報)・黒影先生学制談(内外)・教育調査会新問題(社説)・長谷場前文相教育談(彙報)・大学令の調査(彙報)・教育調査会開会期(彙報)・今秋の教育調査(彙報)・単科大学制創始(彙報)・私立学校論(社説)・教育会調査案(彙報)

I (4) 第四号 C B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次2枚(全98枚)

[同誌大正2年9月25日(1024号)〜大正2年12月25日(1033号)]

大学制度の根本問題(上下) 江木千之君寄(学政)・教育調査委員会(彙報)・学制諸問題解決(彙報)・年限縮案内容(彙報)・教育調査会総会(彙報)・年限縮と学力(彙報)・調査会建議案(彙報)・文部省の学制改正案(寓感)・現下の教育問題(彙報)・私学優遇前途(彙報)・教育調査会総会(彙報)・学制と建議案(彙報)・教育調査諸案(彙報)・杉浦案陸案(彙報)・教育調査会前途(彙報)・委員会秘密主義(彙報)・年内の学制案(彙報)・徴兵猶予と文部(彙報)・徴兵猶予と取締(彙報)・年限縮案可決(彙報)・入学期変更問題(彙報)・年限縮と学年始め(寓感)・商大問題決定(彙報)・商科大学の争点(彙報)

I (5) 第五号 D B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次1枚(全47枚)

[同誌大正3年1月15日(1034号)〜大正3年3月25日(1042号)]

学制案施行方法(彙報)・教育調査会(彙報)・大学令改正案 湯武居士(論説)・学制問題帰着点(彙報)・公私立大学令制定(彙報)・単科大学案内容(彙報)

報)・高中学制廃止(彙報)・学位令改正か(彙報)・教育調査委員会(彙報)・中学学制改革調査(彙報)・博士推薦権拡張(彙報)・教育調査総会(彙報)・教育制度調査会問答 久保田男爵與田前文相(学政)・入学期変更難(彙報)・単科大学令問題(彙報)・学制改革前途心細し(彙報)・教育調査会前途(寓感)

I (6) 第六号 E B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次1枚(全24枚)

[同誌大正4年5月5日(1082号)〜大正4年6月25日(1087号)]

学制案細則成(彙報)・教育調査会前途遠(彙報)・教育調査委員会(彙報)・中学々制案決定(彙報)・学科案の内容(彙報)・中学々制案(寓感)・官私平等案否決(彙報)・中学校改革案(彙報)・教育調査会(彙報)・教育調査会拡張(彙報)・大学令案再審議(彙報)・改正高枝案説明(彙報)・大学令案決議(彙報)・大学令案と当局(彙報)・学位令案頓挫(彙報)・新学令と専門学校(彙報)・学科改正の調査(彙報)

I (7) 第七号 F B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次1枚(全43枚)

『家庭週報』『時事新報』等掲載教育調査会関係記事筆記。時期は大正四年七月前後。次に題目だけ記しておく。

教育調査会の昨今、教育調査会決議、大学制度の改革に就て・高田早苗氏意見・学制革新新問題、猶予問題折合、単科大学可、高等学校無用、菊池案成らば(上中下)、常識の判断、学制改革問題・奥田前文相談

I (8) 第八号 G B 5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次(表題を含む)5枚(全27枚)

『東京朝日新聞』『やまと新聞』『万朝報』掲載記事の切抜帳時期は大正4年6月11日〜同年8月31日まで。題目は次の通りである。

大学改正案決定・新学制案と遊民・学位令決定難・文相と文政問題・専門学校昇格調査・学制案を評す(上下)・次は実業教育か・文部省学制意見・学制案

修正要項・学制修正案賛否・教育調査会・学制改革の争議・文相学制案批評・教育調査総会・大学案討論・学制改革案論議・結局は折衷案か・学制改革案・当局折衷に奔走・学制改正案、菊池大徳男談・学制問題の波瀾・折衷学制案予測・学制案実行難・大学案論議・学制案の前途・教育界の今昔・菊池案可也、松岡康毅氏談・一木文相文政談・大学令三案・菊池案は愚案、沢柳政大郎氏談・学制三案の比較・学制案大勢決す・菊池派も大譲歩・菊池案に決せん・大體賛成なり、奥田義人氏談・菊池案実現せば・文相も多分同意・一致点あらん、久保田男爵談・改革案修正裏面・一木文相板挟み・学制改革案決定・文相の態度言明・学制問題解決・尚研究の余地あり、岡野博士談・学制改革善後策、三土忠造氏談・新学制先決問題・牧野男学制談・新学制と現帝大・帝大反省すべし・枢密院と学制案・新学制案の難点・新文相教育意見・聊か卑見あり、高田新文相談・高田新文相・学制案実行如何・大学案実施難易・学齡繰上案再議・当局大学案意向・学制案完成期・学位令改正如何

I (9) 第九号 H B5判・洋紙・仮綴・ペン字・目次(表題を含む) 2 (全10枚)

〔「東京読売新聞」連載「新文相と新学制案(語方面の意見)」記事等の切抜帳。期間は正4年8月21日(同年8月29日まで)〕

無用の改革のみ 沢柳政太郎・新案実行容易、同上(承前) 桜井鏡二・新学制案範圍・工業教育の方面(中下) 寺野精一・私学に請負はせよ・大学予科制の存置(上中下) 桑木殿眞談

I (10) No2 教育調査会通牒綴 27・2×19・5・仮綴・全87枚

〔以下本通牒綴の記述は、文書標題・備考・形式の順序による。本綴には通番号が鉛筆書きで付されており、()で記した。なお略字は次の通りである。開Ⅱ開催、蒔Ⅱ蒔蒔版、謄Ⅱ謄写版、活Ⅱ活字印刷版、文十三野Ⅱ文部省十三行野紙。サイズは、特殊のもの以外はこれを略した。角括弧()の文字はすべて作成者が適宜付けたものである。〕

1 〔文部大臣諮詢大学令制定ノ件ニ関スル本会々議開催通知〕

教育調査会関係史料(二)

- 2 大正4年9月30日付 総裁加藤弘之発 大正4年10月1日開 蒔1枚
〔第五回大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会開催通知〕
- 3 大正4年10月26日付 同会幹事発 大正4年11月3日開 蒔1枚
〔文部大臣諮詢大学令制定ノ件ニ関スル本会々議開催通知〕
- 4 大正4年9月28日付 総裁加藤弘之発 大正4年9月29日開、蒔1枚
〔大正三年六月三十日現在徴兵令上認定各種学校及管外学校ニ関スル調査印刷物ノ送付通知〕
- 5 大正3年12月12日付 文部省普通学務局長発 蒔1枚
〔文部大臣諮詢大学令制定ノ件ニツキ本会議ニ於テ特別委員ニ附託スルトノ決議通知〕
- 6 大正4年10月2日付 同会幹事発 大正4年10月1日決議 蒔1枚
〔第一回大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会開催通知〕
- 7 大正4年10月2日付 同会幹事発 大正4年10月6日開 蒔1枚
〔第四回大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会開催通知〕
- 8 大正4年10月19日付 同会幹事発 大正4年10月22日開 蒔1枚
〔第三回大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会開催通知〕
- 9 大正4年10月14日付 同会幹事発 大正4年10月18日開 蒔1枚
〔言語文字ニ関スル建議案特別委員長ノ報告及成瀬会員外一名ヨリ提出ノ国語文字改善ニ関スル建議ノ案審議為本会々議開催通知〕
- 10 大正4年10月14日付 総裁加藤弘之発 大正4年10月18日開 蒔1枚
〔第二回大学令制定ノ件ニ関スル特別委員会開催通知〕
- 11 大正4年10月7日付 同会幹事発 大正4年10月13日開 蒔1枚
〔前回ニ引続キ会員提出ノ大学制度等ニ関スル建議案審議ノ為本会々議開催通知〕
- 12 大正4年7月13日付 総裁加藤弘之発 大正4年7月15日開 蒔1枚
〔文部大臣諮詢大学令制定ニ関スル審議ノ為本会々議開催通知〕
- 1 大正5年3月13日付 副総裁高田早苗発 大正5年3月23日開 蒔1枚

13 〔青島戦ニ関スル第十八師団將校ノ講話開催通知〕

大正4年7月14日付 同会幹事発 大正4年7月15日開 蒞1枚

14 〔前回ニ引続キ会員提出ノ大学制度等ニ関スル建議案審議ノ為本会々議開催通知〕

大正4年7月16日付 総裁加藤弘之発 大正4年7月19日開 蒞1枚

15 〔前回ニ引続キ会員提出ノ大学制度等ニ関スル建議案審議ノ為本会々議開催通知〕

大正4年7月10日付 総裁加藤弘之発 大正4年7月12日開 蒞1枚

16 〔学制改正意見中高等学校及中学校ノ部ニ関シ更ニ審議ノ為第三十回大学校令等ニ関スル特別委員会開催通知〕

大正4年5月15日付 同会幹事発 大正4年5月19日開 蒞1枚

17 〔学制改正意見中高等学校及中学校ノ部ニ関シ前回ニ引続キ審議ノ為第三十一回大学校令等ニ関スル特別委員会開催通知〕

大正4年5月20日付 同会幹事発 大正4年5月28日開 蒞1枚

18 〔文部大臣諮詢学位令審議ノ為第三十三回大学校令等ニ関スル特別委員会開催通知〕

大正4年6月12日付 同会幹事発 大正4年6月18日開 蒞1枚

19 〔大学校令ニ関シ更ニ審議ノ為第三十二回大学校令等ニ関スル特別委員会開催通知〕

大正4年6月7日付 同会幹事発 大正4年6月10日開 蒞1枚

20 〔文部大臣ヨリ別紙ノ通大学令制定ノ件諮詢ノ審議ノ為本会々議開催通知〕

大正4年9月21日付 総裁加藤弘之発 大正4年9月27日開 蒞1枚

21 〔文部大臣諮詢大学校令制定ノ件及之ニ牽聯セル会員提出ノ大学制度等ニ関スル建議案審議ノ為本会々議開催及関係書類添加送付通知〕

大正4年7月3日付 総裁発 大正4年7月7日開 蒞1枚(67)

22 〔大学校令等ニ関スル議決ニツキ別紙理由書送付通知〕

大正4年7月3日付 大学校令等ニ関スル特別委員会委員長蜂須賀茂

23 〔罷免 蒞1枚(66)〕

大学校令修正案(大正四年六月十日大学校令ニ関スル特別委員會議決)

・大学令ノ要項

文十三野 蒞2枚 (64~65)

24 大学校令等ニ関スル特別委員會議決 中学校ノ部(大正四年五月十九日議決) 高等学校ノ部(大正四年五月二十八日議決)

文十三野 蒞3枚 (61~63)

25 建議案

〔年月日欠〕和紙 贈 一枚 (60)

26 大学校令 一木文相^(朱字)ノ大学校令案

〔年月日欠〕蒞3枚 (57~59)

27 学位令改正ノ方針ヲ決定スルノ議 江木千之提出 総裁加藤弘之宛

〔年月日欠〕蒞7枚 (50~56)

28 言語文字ニ関スル建議案

〔年月日欠〕九鬼隆一提出 贈1枚 (48)

〔付〕右記建議案送付通知 大正3年7月29日付 同会幹事発 蒞1枚(49)

29 教育制度改正ニ関スル意見(菊池教育調査会々員提出)

〔年月日欠〕19・5×27 活1枚 (47)

30 〔教育制度改正ニ関スル調査意見〕

大正3年6月11日付 江木千之提出 総裁加藤弘之宛 蒞2枚 (44)

〔付〕右記江木千之提出意見審議ノ為本会々議開催通知 大正3年6月26日付 総裁加藤弘之発 大正3年6月29日開 蒞1枚 (46)

31 〔大正3年6月11日提出教育制度改正ニ関スル調査意見中第一項ニ関スル訂正〕

〔年月日欠〕江木千之提出 文十三野 蒞1枚 (43)

32 〔第一回全委会開催通知〕

〔年月日欠〕江木千之提出 文十三野 蒞1枚 (43)

大正3年6月29日付 全委委員委員長小松原英太郎發 大正3年7

月2日開 蒞1枚 (42)

(朱印)

〔大学校令及学位ニ関スル規定〕 一木文相大学案

大正3年6月20日付 文部大臣一木喜徳郎提出 總裁加藤弘之宛 蒞

3枚 (39~41)

34 学位ニ関スル規程

〔年月日欠〕 蒞1枚 (38)

35 学校系統ニ関スル建議

大正3年7月14日付 高木兼寛、辻新次提出 總裁加藤弘之宛 文十

三野 蒞4枚 (34~37)

36 欧州各国中等学校修業年限学科程度表

〔年月日欠〕 文十三野 蒞10枚 (24~33)

37 帝国大学学生生徒及各専門学校生徒学科別教調 (大正二年現在)

文十三野 蒞2枚 (22~23)

38 法律、經濟、政治、商業等ニ関スル専門学校生徒 (研究科及予科ノ生徒ハ

之ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (21)

39 医学及薬学ニ関スル専門学校学生生徒 (研究科及予科生徒ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (20)

40 文学美術ニ関スル専門学校生徒 (研究科及予科ノ生徒ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (19)

41 高等工業学校現在生徒 (研究科及予科生徒ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (18)

42 農業ニ関スル専門学校生徒 (研究科及予科ノ生徒ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (17)

43 宗教ニ関スル専門学校生徒 (研究科及予科ノ生徒ハ之ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (16)

44 高等師範学校及高等師範科生徒 (研究科及予科ノ生徒ヲ含マス)

〔年月日欠〕 文十三野 蒞1枚 (15)

45 仏国ノ「リッシー」ノ課程 (江木教育調査会々員調査)

〔年月日欠〕 蒞1枚 (14)

46 〔東京、京都、東北、九州各帝国大学各分科大学学生年齢調〕

〔年月日欠〕 文十三野 蒞6枚 (8~13)

47 高等学校、官公私立専門学校入学者年齢調

〔年月日欠〕 文十三野 蒞2枚 (6~7)

〔調査対象・高等学校、官立医学専門学校本科、東京外国語学校本科、東

京美術学校本科、東京音楽学校、公立私立医学薬学等・法学・文学・宗教

・美術・体育ニ関スル専門学校〕

48 公立私立実業専門学校在学生年齢調 (大正三年三月ニ於テ当該年齢ニ達ス

ベキモノ)

文十三野 蒞 (29×19・5) 2枚 (4~5)

〔調査対象・農業専門学校 (報告セサルモノ一校アリ)、工業専門学校、

商業専門学校、(末尾) 公立私立実業専門学校在学生年齢累計比較表〕

49 公立私立甲種実業学校在学生年齢調 (大正三年三月ニ於テ当該年齢ニ達ス

キ者)

文十三野 蒞 (同前) 3枚 (1~3)

〔調査対象・甲種農業学校 (報告セサルモノ二校アリ)、本科水産学校、

工業学校、甲種商業学校 (報告セサルモノ一校アリ)、甲種商船学校、(末

尾) 公立私立実業学校在学生年齢累計比較表〕

II 教育調査会事項

大正二年六月三十日

委員任命 総裁樺山〔資紀〕伯 副総裁奥田〔義人〕文相

委員 1 枢密院 菊池〔大麓〕男 加藤弘之男 九鬼〔隆一〕男

2 貴族院 高木〔兼寛〕男 江木〔千之〕君 岡田〔良平〕君

小松原〔英太郎〕君 桑田〔熊蔵〕博士 水野〔直〕

3 衆議員 花井〔卓蔵〕博士 改野耕三 三土忠造 関直彦

村野常右衛門 箕浦勝人

4 実業家 早川千吉郎 豊川良平 中野武管 沢沢栄一

5 教育家 杉浦重剛 高田早苗 鎌田栄吉 成瀬仁蔵

七月一日

入江〔貫一〕 酒井〔忠亮〕 三島〔彌太郎〕 福原〔猷二郎〕 次官 樺山

伯 岡部〔長職〕子 平田〔東助〕子 菊池男 牧野〔忠篤〕子 曾根〔安

輔〕子 鹽谷〔温〕君訪問

七月二日

朝小松原氏訪問。意見ノ大要ハ

1 大学ヲ三年制度トナス事。

2 高等師範ハ実質ヲ改良シテ存置スル事、尤モ此ノ件ニ付テハ先ニ幸倶楽

* 部代表者奥田文相ヲ訪問シテ其意見ヲ問ヒシ処廢止ノ考ハナキ由答弁セ

リトノ事ナリ。

3 私立学校ハ早稲田慶応ノ兩大ノ外ニ之ヲ一校ニ合併シテ政府ハ二十万以

上五十万円ヲ年額補助シ其監督ヲ十分ニシ且特權ヲ与フヘシ。

大東重善氏来邸。高等師範存置ノ委員タリトノ事ナリ、文部省ニ於テハ凡テ視学官ニ依テ校長ノ処分ヲナシ次官及ビ大臣ハ余リ干渉セズトノ事ナリ。

* 高師廢止案ハ西園寺〔公望〕内閣ノトキ岡野〔敬次郎〕、南〔弘〕両氏ノ意見ニ基クモノナリト云フ

七月三日 木

貴族院議員六名幸倶楽部ニ集合可成此問題ニ干シ同一ノ歩調ヲ取ル可キ事ヲ約ス。

高等商業ヲ大学トスルノ案ヲ第一ニ提出スルナラントノ説アリ。

桑田博士ヲ訪問。高等商業ヲ大学トスルノ件ニ付意見ヲ問フ。

高等商業ヲ大学トスル付テハ高商側ノ運動盛ニシテ実業家モ亦賛成ヲ表セリ、管テ商科大學設置ノトキニ已ニ其説アリ岡田良平君濱尾〔新〕総長ト相談シ大学内ニ商科ヲ設置セリ。若シ当時商科ヲ設置セザルトキハ大学外ニ商科大學出現スルノ恐アルヲ以テ止ムヲ得ス当時之ニ賛成セシモノナリ。然ルニ今ヤ文相モ商大説ニ賛成シ以テ私立大學制ノ前提トナサントス。此説ニシテ通過センカ目下大學ノ経済科ハ非常ナル悲境ニ陥ルヲ以テ本問題ヲ否決セント欲ス。商大事件ハ単独ニ議スベキモノニ非ズシテ大學問題ヲ第一ニ決定セザルベカラズ。

大學ニ就テハ高等學校ヲ廢シ全部之ヲ大學予科トシ、高商現在ノ制度ノ如ク単独大學ガ自己ニ於テ生徒ヲ採用スルノ道ヲ開キ其例ヲ北海道札幌ノ農科大學ニ求メントス。文相亦之ニ意アリト云フ。又第一外國語ハ目下其必要大ニ減シタルヲ以テ之ヲ廢止セントノ意見多シ。

牧野〔伸顯〕外相訪問

学習院女学部ノ如キ高等ノ教育ヲ主トスルカ為メ二年齡加算シ見物俗実ヲ好ムニ至ル。外國ノ女學校ハ十七歳以上ノ女子ヲ教育セズト云フ。現在ノ

女学部長ハ考高尚ニ過ギタリ。

第二外国語ヲ廢止シ年限ヲ縮少セン事ハ已ニ決定セル事項ナレドモ内閣更迭ノ為メ実行シ得ズ。

教育調査会ハ理論ニ重キヲ置カズ實際ノ問題ニ十分ノ注意ヲ払フヲ要ス。

七月四日 金

大森金五郎先生。中等卒業ノ能力アル者ヲ高等学校ニ入学シ得ザル為メ競争試験ヲ設ケ其困難ヲ救済スルガ第一大切ナリ。

文部大臣招待会

永田町官舎

大臣ノ演舌

(1)調査会設置ノ沿革

1 前内閣(桂内閣)ノ時ニ枢密院ニ於テ教育問題ノ大改革ヲナサザル可カラザルノ説。

2 貴族院ニ於ケル建議。建議者ノ意見ハ大臣以上ノ力ヲ有スル機関トスルノ説ナレドモ反对ナリ。

a 參謀本部ハ天皇ノ兵馬ノ大權ニ附屬スルカ為メナリ。

b 朝鮮其他ノ総督モ行政上ハ内閣大臣ノ指揮ノ下ニ在リ。只其中ノ兵權ノミニ付キ独立ス。

c 要スルニ行政權ノ問題トシテハ大臣カ責任ヲ有シ、大臣ノ監督ノ下ニ置ク以外ニ道ナシ。

(2)組織

1 總裁ハ学識名望共ニ高キ樺山伯ヲ仰ク。老体ノ故ヲ以テ辞退セラレシモ強テ承諾ヲ乞ヘリ。只之ヲ助クル為メニ副總裁ヲ設ケ大臣自身命ヲ拜セリ。

2 委員 文部省部内ノ者ガ互ニ意見ヲ戦ハス事彼ノ高等教育會議ノ如

教育調査会關係史料(一)

キハ最モ不体裁ナリ。依テ全然之ヲ排除シ、内部ニ於テハ十分ノ打合せヲナシ、社会上學識經驗ニ卓越セル名士ヲ採ヒシナリ。

(3)議事ノ方法

少数ノ會員ガ便宜ノ時ニ集会シテ議決ヲナスヲ以テ在京者ヲ選ビシナリ。且教育ノ事ハ多數決ニテノミ決定ス可キモノニ非ズ、互ニ十分打合せケ且胸襟ヲ開テ議シ度。円滑ノ進行ヲ尤モ欲スルモノナリ。

(4)將來起ル問題

1 大学ノ年限ノ短縮 a 法科ニ於テハ第四回ノ半年間ハ全ク卒業試験ノ為メニスル學問ナリ故ニ是ハ一ケ年ヲ減シ、又b 高等學校ニ於テモ半年ヲ減ス可キモノナリ、c 又入学ノ學年短縮整理ニ依リテ半年ヲ利益シ得ルナリ。

2 高等師範問題 小学中学ヲ附屬セシメ実地ノ演習ヲ必要トスルナラバ、大学ノ卒業生モ亦実地ノ演習ヲ必要トス。然ルニ、今ヤ大学卒業生及ヒ檢定試験及第者ハ直チニ教員トナリ得ルナリ。兩者ノ矛盾ヲ如何スヘキヤ。

(5)開会ノ時期ハ

夏休ミ后ニ於テシ其前ニ一回予算ニ于係ノ事項ヲ議シ度キ事ナリ。樺山伯ノ演舌

自己老年ヲ以テ余生ヲ楽シク送ラント欲セシモ、切ナル希望ニ從ヒ承諾セリ。責任ヲ以テ事ニ当ラント欲ス。然レドモ老年故副總裁ニ万事ヲ依頼シ時々出席セントス。且下ノ我國ノ情勢ハ実ニ容易ナラズ。而シテ東洋ノ風雲モ亦急ナリ。此時ニ當リ、教育ノ制度完備セザルハ甚タ遺憾トス。我國ヲ支配シ活動スルハ実ニ人物ノ如何ニアリ、人才ノ養成ハ尤モ急務ナリ。之レ余老体ヲ願ミズ就任セシ所以ナリ。諸君ニ於テモ、十分熟識シ感情ニ走ラズ円満ニ相談シテ、此大問題ヲ解決セン事ヲ勉ム可シ。

幹事二名 文部書記官兼秘書官 栗屋謙

文部省参事官 武部欽一

七月五日 土

久保田〔讓〕男爵訪問、桑田博士同行。

教育調査会ノ沿革（初メ大木喬任氏米國式ヲ其俛採用）

1 増島六一郎氏 明治三十年頃教育改革ノ説ヲナセリ。

2 学制研究会時代 由利公正子ヲ先トシテ教育改正ノ建議ヲ出サントス。衆議院ハ已ニ通過セリ。樺山伯文相、奥田氏次官、菊池氏、外山正一等皆反対ナリ、政府以外ニ教育調査機關ヲ設置スルハ政府ノ威信ニ干係スト。此ノ頃研究会ハ御用党ナリシ為メ、政府ニ賛成シテ終ニ此ニ建議ヲ不成立ニ終ラシメタリ。

3 第一回桂〔太郎〕内閣時代 久保田、松平正直等桂首相ニ面会セシニ早速賛成シテ調査ヲ政府自身ニ於テ為スト誓約セリ。依テ議院ニテ法律トシテ提出スルヲ見合セントス。然レドモ内閣大ニ議論アリ。時ニ菊池男文部大臣タリ改善ノ必要ヲ認メ自身改正案ヲ作レリ。然レドモ部下ニ示センモ入レラレザリシ。

4 教科書事件 菊池男ノ改正案容レラレザリシ内ニ教科書事件起リ、曾我〔祐準〕子爵ハ議場ニテ演舌ヲナセリ。大村〔益次郎〕兵部卿ハ其死ニ臨テ臣ノ罪ニ依リ此ノ在様トナルト云ヒシトテ、菊池男ニ辭職死ヲ迫リシト云フ程言氣甚タ荒カリシト云フ。平田〔東助〕男ハ取引所ノ期限ニテ又辭職スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ。

5 久保田氏文相時代 江木君小学教育ニ付細則ヲ設ケンモ、実行出来ザル故中止セリ。江木君ハ久保田氏ニ対シ經濟ヲ以テ教育ヲ破ルト云ヒ、今ハ反対ニ二部教授ヲ以テ教育ヲ節約セントス。其対照甚タ面白シ。自分ハ学制改革ノ責任ハ属僚ノ迷惑トナラザル様ニ注意シ、一個

人ニテ責任ヲ持テリ。三十六年ノ秋、任官セシガ已ニ日露問題危険トナリ、翌年開戦トナリシ為メ、人心ヲ動搖セシムル事ハ一切致サザル事ス、為メニ世間ヨリ非難ヲ受ケタリ。

6 牧野文相 外国語ヲニケ国用ユル事ノ勞多クシテ得少キ為メ、廢セント欲セシモ未タ果サズシテ辞ス。

7 小松原時代

非常ノ努力ヲ以テ学制案ヲ研究セシモ大学ニ反対アリ。高等学校ヲ獨立ノモノトナスト雖モ、実ハ大学予備校ニ過ギザルナリ。之ヲ高等教育會議ニ附セシモ反対アリ。無理ニ修正シテ通過セシメ、樞密院ニ送付セリ、樞密院モ亦議論アリ。一年余モ其俛トナリ居リシカ、桂内閣ニ於テ其退クトキニ本年四月ヨリ施行スル事ヲ發布セリ。然レドモ之ハ無理ノ事ナリ。

8 現内閣奥田文相

就任ノ条件トシテ教育會議ヲ起ス事トセリ。貴族院ニ於ケル建議ニテモ、実ハ樞密院ノ議論ガ主タル原因ナリ。

組織其他ニ付キ意見

1 文部内ノ人ヲ一人モ入レザリシハ、文相ノ英断ナリ。自分ニテモトテモ此ノ如キ事出来ザルナリ。

2 沢柳〔政太郎〕氏ハ教育界ノ中心人物ナリ。濱尾氏ト相併ブ。現在ノ制度ヲ以テ可ナリト確信シ居ルナリ。其説聞クニ足ル。

3 教育ノ職務教育ニ属スル費用ハ七千万円モアリ。而シテ主トシテ地方費ノ負担ナリ。此ノ如キモノハ外国ニ一ツモナン。国库ノ補助トシ且法律ヲ以テ定ムベシ。学制案ノ如モ議決ヲナシテハ樞密院モ安心出来ス。国民ノ代表者ニテ議スルヲ可トス、勅令ハ不可ナリ。

4 高等師範ハ組織ヲ改良シテ師範大学トシテハ如何。教員トナル為メノ練習所トシ、現在ノ中学小学トモ其俛トナシ置キテハ如何。

5 無試験入学ノ道ヲ開キ、人物ヲ取ル事ヲ擴張スベシ。

七月八日 火曜日 幸俱樂部会合

教育基金設置ノ歴史

明治三十三年ニ償金ノ中一千万円ヲ教育基金トス。是ヨリ生スル50万円ノ利子モ各府県ニ配当シテ基金ヲ作ル事トス。小学校教員ニハ償与金ノ如キモノモナシ、依テ之モ支出ス。日露戦争ニ於テ基金ヲ使用ス。故ニ、利子モナシ。〔明治〕39年ニ至リ、廿五万円ノ利子ヲ与へ、后50万円ノ配当金ヲ一般會計ヨリ支出ス。

(1)行政整理ノ結果、基金配当金ヲ減スルナラバ、法律ヲ以テ定ムベシ。予算ニ於テ規定セルモノヲ、乃チ師範学校長ノ給料ヲ基金中ヨリ支出スルハ不当ナリ。

(2)予算ノ編成ヲ如何ナル形式トスルヤ。

(3)基金配当金ヲ明ニ減スル方可ナラズヤ。

1 中学校長ノ給料ハ、地方費ニ於テ已ニ負担シ居ルニ、其中僅カニ二百円ヲ支出シテモ効力ナシ。是ハ増俸ノ結果トナラズシテ、地方費ヲ僅カニ減スルニ過ギス。而シテ、200円ノ金額ハ地方ニ於テモ減シタル効力ナシ。

2 寧ろ他ノ有利ナル方法乃チ年功加俸ノ如キモノニ使用シテハ如何。

3 肺結核ニ干シテハ人員一万人アリトシテ、二三ヶ月中ニ金治ス可キニアラズ。其制度ノ方法金額如何。

◎寧ろ教員保険法ヲ作り、之カ懸ケ金トシ、退職ノ場合ニ恩給ノ如ク与テハ如何。

○予防方法ニカヲ用ヒ事ヲ可トス。已ニ肺病トナリタル者ヲ助ク可カラズ。

小学教員ノ肺病ヲ以テ、義務教育ノ児童ヲ圧スルニ不可ナリトノ説。

教育調査会関係史料(一)

4 師範学校長ノ俸給ヲ国庫カ支出セシハ、昔ハ此校長ヲ地方カ逆待シ、俸給ヲ減セン為メ、相当ノ人ヲ得ル能ハザリシニ依ル。

5 基金ヲ小学校ノ設備費ニ用ユルコトハ、不可ナリ。已ニ地方ノ学校カ立派ニシテ之カ為メニ地方費カ多スギル位ノ批難アリ。以上ハ教育基金令改正ニ干スルモノ。

議事規則改正ノ議

五名以上ノ會員ヨリノ請求アルトキハ本会ヲ召集スベシ、トノ説ニ一同賛成セリ。

今回ノ諮問案ニ付テハ、七名ノ特別委員ヲ選ブ事。

官私両学ニ対スル岡田君ノ意見

大学ニ入ル者ハ卒業後多ク官吏ニ任ゼラル。私立ヲ卒業セシ者ハ官吏実業界等ニ入ルヲ得ズ。一ツハ官権ニ倚リテ得意トナリ、他ハ止ムナク政黨新聞等ニ入りテ之ニ反対ス。大学ノ卒業生ニシテ新聞社ニ入ル者少シ。而シテ前者ハ権力ヲ利用シテ沈黙シ、后者ハ言論ニ依リテ輿論ヲ作ル。故ニ輿論ハ必ス不平者失意者ヨリ生ズ。而シテ其數多シ。暴動然リ。不健全ノ説行ハル、モノハ、此兩者ノ間隔大ナルカ為メナリ。故ニ私学ヲ相当ニ待遇シテ、其差ヲ減セシムルヲ可トス。

七月九日午後二時 第一回 官邸

1 議事規則 修正ハ、會議ハ總裁ニ於テ必要ト認メタルトキ、又ハ會員三名

以上ノ請求アリタルトキハ是ヲ召集スベシ。

2 教育基金使用ノ途

I 普通教育以外ニ使用シ得ル理由

a 設備稍整頓セリ。基金ハ明治三十二年ニ償金ヨリ一千万円ヲ分割シテ作ル。當時ハ教育未タ発達セズシテ、就学児童ノ分合宜シカラ

ズ。后ニ義務教育延長ト共ニ就学分合モ進歩シ、今日ハ98/100ト云フ比例ニ發達セリ。且校舍ノ如キモ追々改築シテ完成ノ域ニ進メリ。

b 教育資金ノ充実。日露戦争ニ於テ二三年間資金ヲ得ルヲ得ザリシモ、其后利子ハ絶ヘズ一般會計ヨリ支出シ、地方ニ於テ今日資金トシテ積立テアル金額ハ400万円モ現有セル故、目下他ノ方面ニ有益ニ使用スルハ差支ナシ。

II 行政整理トノ干係

a 西園寺内閣ノ整理ニテ、師範学校長ノ俸給ヲ地方費ニ移シ、国库トシテハ削除セリ。故ニ今回モ大蔵省ハ当然此費用ヲ設ケズ。故ニ國費トシテハ他ノ道ヲ求メザル可カラズ。

b 且教育基金ノ利子ヲ之マデ五分ナリシヲ四分ニ決定シ、金十万円ヲ減額セリ。

III 師範学校長其他ニ対スル教育上ノ理論

a 校長ノ待遇。西園寺内閣ノ整理ニ從ヒ、地方費ヲ以テ支弁スルトキハ、奏任官ニ非スシテ奏任待遇之官吏トナリ、其地位ニ影響ヲ及ボス。

b 良校長ヲ全国ニ適當ニ配当スルヲ得ズ。地方長官ノ推選ニ依リ任命スル自然ノ結果、地方ノ信用ノミニテ地位ヲ保ツ事トナル。他ニ人オアルモ、之ヲ校長ニ用ユル能ハズ。

c 地方官、県会等ノ勢力ヲ最モ即応セザル可カラズ。地方官交迭ノトキニハ、学校長モ亦交迭スル事アリ、其地位甚タ不安ナリ。

d 又県会ノ如キ、予算ノ干係上甚タシク校長ニ圧迫ヲ加フル事アリテ、良校長ハ其任ニ堪ヘザルニ至ル。

d 地方ニ依リテ待遇ヲ異ニス。県ノ經費ノ多少ニ依リ俸給ニ差異ヲ生ジ、職務ノ難易ニ依リテノ區別ニ非ズ。

e 学校ヲ愛スル^(マツル)觀念之シ。俸給ヲ主タル目的トスルガ為メ俸給ノ比較的多キ地方ハ転任スルヲ欲スル事切ナリ。永ク学校ニ止マリ官等ノ上ルヲ待チ、忠実ニ尽サントスルノ念乏クナルナリ。

IV 肺結核治療費

文部大臣ハ訓令ヲ以テ予防ニ注意セリ。然シ福島、岡山等調査ノ結果、其數極メテ多キ事ヲ發見セリ。故ニ之カ撲滅ヲ計ルニハ、治療代ヲ与ヘテ退職セシムルノ外道ナシ。一人ニ付百円位ノ計算、一ヶ年千人トシテ十万円ヲ支出セリ。年々現在數ヲ遞減スルモノニテ、將來八十万円ヲ要セザルニ至ルベシ。

V 小学校ノ設備ノ改良

改正案ニテハ特ニ改良費ヲ多額ニ認メザル様ナレドモ、之ハ今日ニテ積立テ来リタルモノ已ニ四〇〇万円ニ達シ居ルヲ以テ、此ノ中ヲ借入且利殖シテ其費用ニ當テント欲スルナリ。

○基金令改正ト稱スルモ今基金ナシ。之ハ補足セラル、モノト仮定セルニヤ。利子ナシ。利子ノ如キモノヲ一般會計ヨリ支給セラルニ、基金令ノミノ改正ハ不当ナリ。

基金ヲ補充セラレタルモノト常ニ仮定シ居ルナリ。現在ニテモ利子ナキモノ利子ノ如キモノトシテ、基金法ニ基キ取扱ヒ居レリ。

○師範学校長ノ俸給ハ師範学校長俸給法ナル法律ニ依リ定メラレアルニ、其法律ノ改正案ヲ提出セズシテ、單ニ命令ナル基金令ノ改正ヲナスハ、命令ヲ以テ効力ノ重キ法律ノ改正ヲナスノ理ナリ。

法律ヲ改正シ此法律ノ廢止ヲ議會ニ提出スルノ考ナリ。

○内閣會議ニ於テ師範学校長ノ俸給ヲ削除セシハ、国库ヨリ即チ国税ヨリ支出スル事ヲ拒絕セシナリ。然ルニ基金ノ利息ト稱スルモノハ矢張り今日国税ヨリ支出シ居ルナリ。国税ヨリ支出スル事ヲ止メテ、国税ヨリ名義ヲ變シテ支出スルハ不正直ナリ。

学校長ノ俸給ヲ国庫カ支払ヒ本官トスル事ハ、教育上ノ主義ニ於テ主張スル所ナリ。故ニ全ク他ニ道ナキトキハ、地方費ニ移スモ可ナレドモ、苟モ何カ道アルトキハ、本官ト致シ度キモノナリ。之主義ヲ本トシタル考ナリ。実行予算中ニ此ノ意味ヲ説明シアルナリ。

○基金ノ利子ヲ減シテハ如何

基金ヨリ支出スルノ主義ヲ不可トスルナラハ仕方ナシ。基金利子ヲ減ズルマデナリ。

○中学校高等女子校長ヲ本官トシ、実業学校長ニ及ボサザルハ、実業教育ヲ輕ズル為メナルヤ。

政府ノ意見トシテハ実業学校モ同等ニ致シ度キモ、本来基金ハ普通教育ノ改善ニ用ユルヲ元則トスルガ故ニ、中学校ハ矢張り普通教育ニシテ先ツ之ヨリ初メ、実業学校ヲ後ニセリ。更ニ狭義ニ解シテ、小学教育ノミニ限定ストセハ夫レモ一ツノ考ナリ。

○本会議ニ諮問事項ノ範圍如何。政府ハ師範学校長ノ俸給ヲ文部省費ノ如何ナル部分ヨリ支出スルカ至当ナリト云フニヤ。然ラハ行政整理ノ全部ヲ見テ判定スルヲ至当トス。又若シ教育基金ヨリ支出シテハ如何ト云フニヤ。然ラバ夫レノミガ問題トナルノ理ナラズヤ。

従来基金ハ小学教育ノミニナリシヲ、更ニ学校長ノ俸給其他ニ用ヒテハ如何ト云フ事ニシテ、乃チ基金支出ノ方法ヲ問フニ在リ。

七月十二日 木場貞長博士訪問

1 小学校設備改良ニ干シ要スル金額

全国小学校数二万五千ヲ二十年ニ改築トスルトキハ一ヶ年ニ1250校ヲ作ラザル可カラズ。其費用ノ支出如何。

2 教育基金設置當時ノ主旨

教育調査会関係史料(一)

国民教育トシ重ニ小学校ニ用ユ可キナリ(貴族院ハ蜂須賀「茂昭」議長衆議院ハ楠本「正隆」議長ノトキニ建議アリ。后日岡田君ヨリ承知セリ)。償金ヲ全ク無キモノトシテ別口トシ、其使途ニ付テハ別ニ制限ヲ設ケザリシ。

3 使用ノ方法

今日他ノ必要ニ当ツル事ハ当然ナリ。乃チ使用法ヲ変更スルハ可ナレトモ、其用途ニ付テハ十分ノ注意ヲ要ス。

○教員ノ奨励ノ如キハ特ニ必要ヲ感ゼス。今日ニ於テハ順番ニ来ルト云フ位ナリ。奨励ハ目立チタル特別ノ事ヲセザレハ効ナキ様ナリ。

4 師範校長ノ俸給ヲ支出スル方可ナリヤ

a 元則トシテ師範校長ノ俸給ハ国費ヨリ出サ、ル可カラズ。其教員ニ至ルマデ国費トスルノ説多シ。故ニ地方費ニ移スハ大ナル反対アリ。

b 師範校長ト政党トノ干係。昔ニ在ラハ県会ノ開会ノ時ニ学校ノ騒動多シ。政党員ガ学生ヲ教授シ退学ノ命アルトキハ却テ学生ニ同情ヲ表セリ。

c 今日ニ於テハ中学校長ヨリ俸給額少シト云フ如何。

5 法律改正ノ要ナシ

師範校長ノ俸給ハ国庫ノ負担ナリトノ規定ニシテ、特別会計ト一般会計トニ論ナシ。但シ、此法律制定當時ニ於テハ、無論一般会計ヲ意味シタルモノナラス。

教育基金特別会計法ノ規定ハ如何。

6 教員ニ対スル希望

教育ハ凡人ニアリ。教ユル人ノ不平タル事ハ最モ害アリ。目下教員ハ不平者ノ一人ナリ。故ニ独乙ノ如ク病者ハ転地療養ノ如キ事ヲ為ス事大切ナリ。

7 桂内閣ノ学制案ノ始末

衆議院ニ於テ根本正氏ヨリ学制案出テシヲ為メ政府ハ非常ニ心痛シ、政府ノ手ニヨリテ改革セント誓フ。

大学三年、高等学校ハ文理二科、中学ハ四年、私立ハ許ス。然ルニ高等教育會議ニテ修正セラレ、工科大学長渡邊氏ノ名義ニテ提出シテ通過セリ。根密院ハ修正ヲナシ、私立ノ高等学校ヲ許サズ、国庫ニ於テ二十個ノ高等学校ヲ作ル事トセリ。

七月十三日 岡田君訪問

1 久保田男ハ、此ノ如キ小問題ノ提出ハ百年ノ大計ヲ定ムル教育調査會ヲ侮辱セシモノナルヲ以テ政府ニ於テ撤回スヘシ、トノ意見ニテ奥田文相ニモ申サレシ由。

2 師範校長ノ俸給ハ全部国庫ヨリ出スヲ為メ他ノ実業学校、中学校、高等女学校トモ大部分ヲ地方費トシ、国庫ニ少額ノ補助ヲ与ヘテ本官トナシテハ如何。

3 郡書記ハ其俸給ハ凡テ地方費ナリ。而カモ本官タル判任官ナリ。

4 府県立ノ外ニ郡立及ビ市立ノモノアリ。之ヲ如何ニ取扱フ可キヤ。

5 師範学校長ノ俸給ヲ出スニ干シ、将来学校カ増加シ校長モ増セシ際ニハ如何ニ処分スルヤ。

七月十五日 午前幸俱樂部ニ会合出頭

1 岡田君ノ意見ハ、西園寺内閣ノ整理案ニ干シ、師範学校長ノ俸給ヲ地方費ニ移スノ件ハ、一府県ニ付一校ニシテ其金額モ2000円ナルヲ以テ負担ノ出来ザル理ナシトテ、内務大臣ニ於テ承諾セシモノナリ。而シテ任命其他ニ付テハ凡テ文部大臣カ監督スベシ、郡書記ノ例ニ依ルモ可ナリ。更ニ一步ヲ進メテ高女、中等校長ト師範モ同様ニテ全部納付金制ヲ取りテハ如何。

2 桑田君土曜會ノ意見トシテハ、師範学校長ノ俸給ノミヲ認メ、他ノ校長ノモノハ削除スベシ。乃チ基金制定當時ノ建議ノ主旨ニ依ツテモ、小学教育タル事明カナレバナリ。此ノ案ニハ高木男賛成ナリ。

3 小松原江木両君ハ中学、高女ヲ文部大臣ノ直轄トスル事ハ良案ナルニ付、何トカ成立サセ度キ希望ヲ有ス。

○実業教育ハ法律ノ規定ニ依リ、奨励金ヲ下附スル事トナリ居ルナリ。

○教育基金特別會計法ニ明文ヲ以テ規定スルハ必要ナル事ナリ。

○岡田君談話

女子大学設立當時ハ文部省ニ別段ノ規定ナキヲ以テ特種ノ学校トシテ、其設立廃止等ハ府県知事ニ於テ認可セリ。故ニ東京府知事ガ許可セシナリ。

是ニ於テ早稲田等モ大学トナサントノ運動ヲ起セリ。當時菊池男ノ大臣ニシテ岡田君次官ナリ。教科書事件ニテ菊池君辭任セリ。児玉大将大臣トナテ、其許否ヲ大ニ考ヘシモ終ニ止ムヲ得ザル事トシテ許可セリ。之レ私立大学ノ起ル初メナリ。

数日前、田尻〔稲次郎〕博士、板谷〔芳郎〕男ノ干係セル專修学校モ終ニ大学ニ改メタリ。大学名称ハ生徒ヲ集ムル大切ノ名称ナリ。

私立学校ニ於テベースボール等ノ運動ヲ盛ニスルハ、全テ生徒ヲ増加セントノ計企ナリ。近來ニ至リ后レナガラニ明治大学之ニ倣ヒ矢張り奏功セリ。明治大学ハ岸本〔辰雄〕博士校長タリ。地方ヲ遊説スルニ卒業マテ学資年額費全部ニテ8000円ニテ請負ヲナシ、為メニ、非常ノ資金ヲ作りタリト云フ。

日本大学ハ嘗テ戸水〔寛人〕氏ヨリ東京大学ト名称ヲ附セントノ請求アリタレドモ許可セズ、終ニ日本ナル名称ヲ附セリ。

午后二時 第二回調査會 文相官邸

本日席次定マリ8番。

1 本年度ノ基金利子配当分合、未決。

2 市立、郡立ノ中学校、高女学校長ハ如何。

a 五十万円ノ金額ニ制限セラル。

b 府県ハ設立ノ義務アレドモ市郡ハナシ。

c 郡ニテ中学校ヲ設置スルハ經濟ガ許サズ、完全ナル設備ヲナシ得ズ。此ノ后ハ認可セザル考。

3 肺病教員退職ノ程度。漸次ニナス考。

4 中学校、高等女学校校長ヲ地方費ノ負担トセリ。今日ニ於ケル實際上ノ不都合ハ如何。

青森ハ1100円東京ハ1450円ナリ。皆東京ヲ欲ス。故ニ、人物ヲ青森ニ於テ得ル能ハズ。

5 地方ノ実力ニ応スルノ要ナキヤ。

夫レハ学科課程ノ論ナリ。地方ニ依リ農工商何レヲ重ク見ルヤハ、主ニ学科ニ干係ス。校長ハ矢張り良校長ナラザル可カラズ。

6 基金制定当時ノ精神ガ、全然小学教育ニアル事ヲ認ムルヤ。

当時議院ノ速記ヲ見テモ明カナリ。

7 青森ノ如キ少数ノ地方ノ為メニ大体ノ主義ヲ変更スルノ理由如何。

8 府県立ノ専門学校ヲ如何ニスルヤ。未タ考ナン。

9 世ニ師範学校長ヲ欲セズト云フ説アルモ如何。

實際ナシ。俸給ニ於テ百余円ノ差アリ。

本案ヲ七名ノ特別委員ニ託シ九月マテ休会セリ。

菊池、岡田、江木、三士、高田、関、杉浦。

七月廿一日

華族会館ニ於テ木場博士ニ面会。其意見ニテハ他ニ師範ノ校長ノ俸給ヲ固庫ヨリ支出セシムル方法ナキヤトノ事ナリ。

教育調査会関係史料(一)

鹿子木小五郎君ヲ訪問。

小学校ニ於テ身分ニ依リ教授法ヲ區別スベシトノ説。

a、中学ヨリ大学ニ入ル可キ者。 b、小学ノミニテ終ル者。

(1) 身分ニ依テ能力ニ差アリ。

(2) 学科程度ヲ異ニス。

(3) 人格ガ異ル。凡テ国民同一ノ普通教育ヲ為スハ、日本ト米國トノ外ニナシ。品格ノ異ナル者ヲ同一ノ校内ニテ教育スル故、如何ニ德育ニ注意スルモ到底実行シ得ズ。悪友ノ感化ヲ受ク。

(4) 社会ノ秩序乱ル。乃チ小供カ同一ノ教場内ニ於テ業ヲ受ケ、一ツハ中学ニ入り他ハ入ラズト云フ事ハ、小供ニシテモ忍耐シ得ザル所ナリ。

故ニ無理ニ学資ヲ作り、中学ニ入ラントス。而シテ業ヲ終ヘタル后ニ於テモ、職業ヲ得テ之ニ費シタル費用ヲ弁償シ得ズ。又業務ニ従事スル事モ出来ザル物ナリ。

(5) 中学校カ競争試験ヲナシテ、生徒ヲ入学セシムル如キハ、殆ンド他ニ例ヲ見ザル所ナリ。是等ハ学校ヲ増加スルヲ必要トス。

(6) 大学ノ数ヲ減シテ、入学者ヲ制限スルノ説ハ不当ナリ。独乙ニ於テモ其人口ニ比シ非常ニ多数ノ大学ヲ有シ、大学生ノ数ニ万余人アリ。日本ハ単ニ二ツノ大学アルノミナリ。教育ト職業就官トヲ混同スベカラズ。任官ニ就テハ非常ナル困難アルハ、社会進歩ノ当然ノ結果ナリ。故ニ大学ヲ出テ尚小学教員タルハ必然ノ理ナリ。之ヲ避ケルガ為メニ大学其他ノ教育ヲ制限スルハ不都合至極ナリ。若シ反对論者ノ説ガ勝タンガ社会進歩ハ当然退歩トナル。

雑誌『世界』百〇三号 大正元年十二月十四日発行

京華日報社發行

大学教授ウエンチツヒ氏ノ経済学研究改革意見

九二

学生ヲシテ独待ノ判断力ヲ發達セシムル事必要。

試験ノ結果、ノートヲ再現スル事ノミニ勉ム。

奴隸的ナル試験恐怖ノ念。

1 毎学年ノ試験ノ廃止。二学年一回(1、医科ノ予備試験)

2 セミナルノ設置。

英米ハ国土富ムモ日本ハ国土貧シ。比較的富メルハ其人民ナリ。故ニ人

民ノ教育ヲ完全ニシテ技能ヲ發展セシム可シ。此ノ点独乙ニ似タリ。

3 学科ノ数及ヒ講義時間ヲ減少―筆記制度ハ米國ニ於テモ最早採用セラレ

ズ―印刷。

4 経済学ガ法律学トノ干係ハ単ニ外的ノモノナリ。哲学トノ干係ガ最モ密

接ナリ。Plato, Aristotle, Kant 皆哲学者。

卒業者ハ半バ、法律家半ハ、経済家ト云フ一種ノ中間者。

大学改良問題

1 大学令ノ改正―常識人格ノ涵養、専門ノ學術技芸、國家有用ノ人物。

各国其歴史ト国情トニ依リ異ル。

英―完全ノ常識ヲ備ヘタル紳士。

仏―職業ニ対スル専門的素養―人物。

獨―1、常識 2、品性 3、職業教育、學術ノ進歩―兼有セリ。

我大学モ學術技芸ノ蘊奥ノミヲ研究スルニ非ズ―之ハ大学院ノ任務。

學術ノ一般元理ト応用トガ目的―大学院ト混同ス可カラズ。

外国ノ憲法ノミヲ輸入ス可キニ非ズ―我國体上ヨリ見ル。

学生ノ教育ト教授ノ學術研究トヲ混同ス可カラズ。

2 講座教ヲ減シ教講座ノ担任―試験法ノ改良―演習。

狭キ専門のニ渡ル事ヲ避ケテ教授スベシ―学生ニ理解シ得ル程度。

3 競争講座。

大学ノ腐敗ヲ防グ―漸次競争講座トス―主要科目ニ限ルベシ。

4 修業年限。

法科四年ノ制ハ各国ニ例ナシ。

5 必修課目ヲ根本ノ学科ニ限ル。

大学改良ニ干スル清水澄博士ノ意見。

独乙ノ制度ガ本来ノ目的ニ適セルモノト思ハル。

我大学ハ注入的ニシテ独乙ハ啓発的ナリ。

毎週30時間以上―ノートノ整理ニ忙殺―参考書。

學問ヲ活社会ニ応用スルノ道ヲ講―現在ハ活字引ナリ。

試験ニ対シテハNoteノ何頁ニアルヤヲ考ルモノノミ。

卒業生ヲ使用スルモノモ皆試験ノ順番ヲ標準トスル故、学生モ亦試験ノ

点数ノ多キヲ欲ス―為メニ気品ヲ下落セシム。

往時ノ卒業生ト比較―独立ノ意識ト氣骨ナシ。

1 必修課目ノ教ヲ減ス。

2 授業時間ノ減ス―参考書。

3 演習ヲ盛ニスル事―参考書ノ眼目トナル可キ点ヲ示ス。

4 講義ノ筆記ヲ廃止―時間ト精力ノ濫費。

5 試験ヲ自由ニスル事。

落第者ハ不合格ノ一科目ノミノ試験ナル故、怠惰ニ流ル。学生ニ何時

ニテモ試験ヲ受クル様ニスベシ。

6 聴講ニ自由ヲ与フル事―教授ノ競争。

7 特志ノ専門家ニ講義ノ自由ヲ与フ―無報酬。

8 大学寄宿舎ノ制度。

高等学校卒業ノミニテハ精神上ノ修養足ラズ―精神教育。

学生ト教授トヲ親密ニスル事―平和ナル家庭の團欒。

9 東西兩大学聽講ノ自由、共通ノ制度。

○高等師範(2・7・11日万朝)

明治五年昌平校跡ニ置キシ節ハ幾分ノ事実アリ。

1 后文科理科ニ分チ大学ノ低キ程度トナル。

2 教員タル性格ヲ養成スル点モ効力ナシ。

3 卒業者ノ成跡モ宜シカラズ―教育上必要ナル機關ニ改造。

九月十七日 午前九時 幸俱樂部会合

高木男爵欠席

江木君ノ意見。

1 基金制定ノ主義ハ小学校ノミニ限リシモノナリ。此精神ハ動かス可カラズ。但シ行政整理ノ干係上師範学校長ニ及ボスハ止ムヲ得サル事ナリ。

2 中学校高女校ニ及ボスハ不可ナリ。之等ハ他ノ方法ニ依リテ改良ス可シ。

3 其方法トハ、実業教育国庫補助ノ如キハ何ノ効力ナシ。府県ニ於テ何万吨支出スルトキニ於テ、国庫ヨリ僅カニ千円位補助スルハ、殆ント無効力ノモノナリ。之ヲ以テ其費用ニ当ツルヲ可トス。(実業補助ハ五年間繼續ノ規定ナルヲ以テ今直チニ実行シ得ザルヲ以テ問題トナラズ。)

4 学校ヲ全部法人組織トシテ、何レヨリ其経費ヲ負担スルトモ、学校ト云フ法人ハ文部省カ直接監督ス可キモノトシ、校長教員ヲ官吏トス可シ。

(視学官ノ如キ非常ノ数トナリ、又事実上地方ヲ認メザル事トシテ可ナルヤ。但シ今回ノ改正ニ依リ、地方ノ理事官ノ余リ教育ヲ解セザル者ヲ以テ監督スル不可ナリ。此点ハ官制改正ノ結果改悪トモ称ス可キモノナリ。)

岡田君ノ意見

教育調査会關係史料(一)

1 師範校長ノ十四万円及ヒ中学ノ三万円ヲ加ヘタル十七万円ヲ以テ、全部高女中学校長ニモ及ボシ、何レモ幾分ハ國家ヨリ補助シ、他ハ納付金トナシ官吏トシテハ如何。

2 基金ハ實際ニ於テ千万円補充セラレザル様ナリ。故ニ基金ヨリ生スル利子全部ハ小学校ノミニ用ユ。

3 他ハ基金全部ヲ補充セラレタルトキハ、五十万円全部ヲ小学ニ用ユル事トス。(此説ハ基金利五十万円ニ減スル点ニ於テ非難アリ。)

協議決定事項

1 師範学校長ノ俸給ハ、行政整理ト相待テ止ムヲ得ザル事トシ其支出ヲ認ム。但シ勅令ニ当分ノ中ト云フ規定ヲ設ケ、財政ニ余裕ヲ生ゼントキハ一般會計ヨリ支出ス可キモノトス。

2 中学校高女校長ヲ官吏トシテ本官トスル件ハ、其主旨ハ最モ養成ナレドモ本基金ヨリ支出スルベキ精神ニ違反ス。之ハ他ノ方法(乃チ郡書記ヲ官吏トセシ例又ハ実業教育費ノ転用等)ニ依リテ実行ス可シ。

3 公立小学校ノ設備二千シテハ、現存セル四百万円ノ範圍ノ利子ニテ充分ト認ム。風水害ノ如キ特別ノ場合ノ他ハ支出ス可カラズ。

4 肺結核予防ノ件ハ之ヲ認ム。但シ次項ノ互助法制定ノ上ハ之ヲ其中ニ規定ス可シ。

5 普通教育普及改善ノ方法ハ、之迄ノ奨励金ノ如キハ無効ナルヲ以テ、將來調査ノ上充分有効ニ使用スベシ。

6 教員ノ互助法ヲ制定スベシ。
7 以上ノ結果ヨリ生スル残余金ハ基金中ニ採入スベシ。

九月十九日 午前十時 研究会常務委員報告

九月廿九日 月曜日 官邸

教育基金令改正可決。

高木男ヨリ、綿ハ工業家農家何レカ作ルヤ、ト云フ問題ニ対シ、小学校ノ
実地教育ノ件ニ付意見セリ。成立セズ。

十月廿四日 金

幸俱樂部会合。建議案ニ付テハ質問ヲ為ス事トセリ。

江木君ノ官立大学ニ対シ私立実業両者ノ連合アリシ由ニ付成瀬氏ノ周旋モ亦
力アリトノ事ナリ。

十月廿九日 水 午后一時半 官邸

本郷〔房太郎〕陸軍次官、山屋〔他人〕海軍省人事局長參加。鵜沢〔総明〕
博士新任〔村野常右衛門氏ト変ル〕。

國民精神統一ニ干スル建議案。杉浦君説明。

1 皇道ヲ判然宗教ノ上ニ超越セシムル事が主眼ナリ。

此ノ後如何ナル宗教方起リテ、人心ヲ支配スルヤモ知レザルヲ以テ、皇
道ハ全ク之等ト干係ナクシテ基礎トスベシ。

* 殊ニ a. 我神ト宗教上ノ神トノ區別。

b. 床次氏ノ所謂宗教利用トノ區別。

c. 宗教局ノ外ニ神社局モ文部ノ管轄トシテハ如何。

江木氏ノ質問。(花井博士ハ憲法28条ト干係ヲ述。)

國民道德振興ニ干スル建議案ハ〔明治〕44年ニ貴族院ヲ通過セリ。以后当
局ニ於テハ種々其實行方法ヲ講シ居ル。今日ニ於テ特ニ抽象的ニ本案ヲ提
出スル理由ナシ。

以后文部省ガ具体的ニ実行セシ点。田所〔美治〕。

- 1 全國教員ヲ集メテ忠孝道德ヲ基礎トスル講習会ヲ開ク。
- 2 教科書ノ修身、歴史地理ノ中ニ於テ此点ヲ十分ニ説明。

3 倫理ナル文字マデモ廢シテ修身ノ語ヲ用ユ。

4 教授要目ノ改正。

中学校ヲ半途ニシテ退学スルモ、尚修身ノ本義ヲ解シ得ル事。

高等学校ニ於テモ第三年級マデモ修身ヲ課ス。

修身ニ干スル良キ書物ノ古ヨリ伝ハレルモノヲ出版。

2 法律トノ干係。

忠孝ノ重ナル事ヲ特ニ法律中ニ規定シ度キナリ。現今ハ法律ヨリモ道德ガ
輕クナル傾キアリ。例ヘバ廢嫡ニ干スル事モ特ニ元彼阿告ヲ作り、法庭ニ
テ争フ如キハ不可ナリ。

花井博士。

第二以下ハ第一ノ概論ニ対スル各論ナリト信ズ。道德トノ干係ハ民法ノミ
ニ非ズ、刑法トモ干係ヲ有ス。又家族制度ヲ維持スル点ニ於テハ、税法ノ
改正モ要ス。相統稅乃チ之ナリ。家族制度ヲ保持スト云フモ、財産ナキ家
族制度ハ無意味ナリ。而カモ現在ノ法ニ於テハ三代又ハ四代ニシテ財産ヲ
全滅セシム。

奥田文相ハ家督相統稅ハ是非改正ヲ要スル事項ト信シ、目下内閣ニ於テ相
談中ナリ。

3 一年志願兵及ヒ徵兵猶予。

學問ヲナンシ居ル者ハ免レ、學問ヲ実地ニ応用スル者ヲ取ルノ理由ナシ。

尚武ノ國民皆兵。

一年志願兵ニ付テハ其必要アラバ、他ニ陸軍ニ於テ方法ヲ講ズベシ。師範
生ノ六ヶ月兵役ノ如キモ廢止スベシ。

一年志願兵ニ干スル本郷次官説明。

戰時ニハ二万七千人ノ將校ヲ要ス。之ハ志願兵ノ制以外ニ方法ナシ。平時
ニ於テ到底現役者ヲ以テ任シ置ク能ハズ。

高田博士ノ弊害ニ干スル質問ニ付テノ答弁。

民間ニ教育ガ起ラザレハ活動シ得ズ。

師範学校モ実業ノ研究ヲ為サル可カラズ。

特別委員 菊池長、岡田、江木、成瀬、ウ沢、杉浦、高田、本郷。

十一月十五日 幸倶楽部会合

去ル十日午后一時半ヨリ三時半マテ江木氏文相ヲ訪問。

1 商科大学ハ一ツ橋ニ商科ヲ置キ五万円ノ儉約。

2 大学学年始メノ改正。

3 修業年限ノ短縮。

4 各科ニ予備校ヲ設クルノ件。

其考ナシ。但シ医科ニモ獣医少シト云フ事アル故、其入学ノ初メニ志望

ヲ定メシム。

5 私立学校ノ合併。

其考ナシ。出来ル事ニ非ズ。

6 高等商業ヲ余リ多ク設立ス。

山口ノ高商ハ不可。山陰山陽ハ寧ロ農林ヲ要ス、鹿児島農林モ不可。

7 調査会円満ニ進行ノ件。

商科大学問題

商科ト経済科トハ同一学科ニ付合併シテ教授。

講義ハ本郷ニ於テシ、表示ハ一ツ橋トシ、学長ノ事務室ハ一ツ橋ニ置ク可シ。

教授ハ何々大学ト云フヨリモ帝国大学教授トスル。

十一月十四日 研究会事務所ニ於テ岡田君ヨリ報告。

木場博士来会

徴兵令改正ニ付テハ六週間現役ノ制度ハ如何ニ決スルヤ。

(1) 岡田君意見。

此制度ヲ廃スルトキハ、教員ヲ志望スル者減少ス可シ。何トナレバ今日教員ノ待遇宜シカラズ、此恩典アルガ為メニ相当ノ人物ガ教員トナルナリ。又小学教育ハ国民ノ義務教育ニシテ、兵役ト同一ノ価ヲ有ス。故ニ、之ニ従事スル者ハ兵役ニ対シテモ特典ヲ有スルヲ至当トス。

(2) 木場博士意見。

森文部大臣ノ時代ニ陸軍省ト折合テ、此特典ヲ生セシモノナレドモ、今ヤ時勢進歩シ教員ノ為メ特ニ特典ヲ設クル必要ナク、又国民皆兵主義ヲ採用シ、小国民ニ対シ兵役ノ義務ヲ説明スル教員ガ当然兵役ニ服従スルハ当然ナリ。且六週間制度教員ガ兵營ニ入りテ兵役ノ苦痛ナル点、兵役ノ不愉快ナル点ノミヲ視察シテ、其真想ヲ知ラズ。却テ兵役ヲ忌ム思想ヲ起シ、之ヲ他ニ及ボスニ至リ、乃チ却テ此制度ノ為メニ害ヲ起ス事アリ。故ニ全廃スベシ。

修業年限短縮ニ干シテハ一切ヲ23歳トセズ、中学高等学校大学等凡テ其階級ニ応シテ、猶予年限ヲ異ニスルガ可ナラン。未タ我国ノ教育制度完備セズ、学校数ノ如キモ僅少ニテ不足ヲ感ズルヲ以テ、其完成ト相待テ均一主義ヲ取ルガ可ナラン。

(宗教ト教育トノ干係ヲ知ルニ付テハ文部省ノセザカイ〔能勢栄〕氏ノ編集倫理論ヲ一読スベシ。)

十一月二十六日 水曜日 午後一時半 官邸 総会

〃 学年始業期ヲ四月トスルノ件。

説明

1 千係ナキ学校ニ準備ノ為メ入学スルノ弊、例ヘバ中学ヲ四月ニ卒業シ高

等学校ノ入学ガ九月ナル為メ、其間補習科又ハ他ノ私立学校等ニ入り試験ノ準備ヲナシ、又ハ徵兵猶子ノ特權ヲ保留スルガ如キ特別ノ手続ヲ要ス。

2 小学校以來学校ニ在リテ秩序的生活ヲナセシ者ガ、此ノ半年間何ノ規則ナキ為メ最モ不秩序ノ生活ヲナシ、其間善良ナル習慣ヲ破リ悪弊ヲ生スル事多シ。

3 此改正ニ依リ卒業ノ時期ヲ六ヶ月間短縮ス。

4 小学中学ヨリ高等学校大学ニ対シ特別ノ連絡アル学校ノ為メニハ、非常ナル便利ナリ。

5 是改正ニ干シテハ実行方法ガ困難ナリ。然レドモ此元則ニシテ確定セシガ、実行方法ハ多少ノ困難アルモ断行スルノ考ナリ。其方法ヲ例示セバ、

(a) 現在ノ学生ノ卒業及ビ進級トモ三ヶ月短縮ス。

此改正ノ長所ハ一斉ニ四月制ヲ取り得ル事。

此改正ノ短所ハ学習期間三ヶ月減スル事。

(b) 各学年ヲ毎年一ヶ月ツ、短縮シ、卒業ヲ一ヶ月早クナシ入学モ亦一ヶ月ツ、后ル、様ニナスベシ。

此制度ニ依レバ卒業者ハ一ヶ月短縮、二年級者ハ二ヶ月短縮、三年級者ハ三ヶ月短縮。

三ヶ年間ヲ要スル故、急激ノ変化ナキモ複雑ナリ。

6 此改正ハ来年四月ヨリ直チニ実行シ得ザルナリ。但シ可成円滑ニ速カニ実行スルノ考ヲ有ス。

本案ニ対スル質問

1 本案ハ主義ニ於テハ可ナレドモ、其実行方法ノ困難ナルガ為メニ今日マデ成立セザリシナリ。当局者ハ其実行方法ヲ具ヘテ之ヲ本会ニ諮問セラレテ

ハ如何(岡田)。

2 今回ノ制度改正ハ便宜ノ問題ノ様ナレドモ、教育制度ノ改正ニ干シテハ根本的ニ之ヲ決セザル可カラズ。抑モ四・九ノ兩制ヲ採用シタル歴史の干係ハ、

昔ハ始業ノ時期ハ区々ニテ随意ナリシ。然ルニ小学中学等ガ四月ヲ以テ開始期トナセシハ、會計年度ニ一致セシメタル為メナリ。教育家ガ教育事務ヲ司ラズシテ、俗吏ガ之ヲ支配セシヲ以テ此結果ヲ引キ起シタルナリ。然ルニ大学其他ノ直轄学校ニ於テハ文部省ニ対シ勢力ヲ有シ、教育ニ通ズルヲ以テ九月ノ開始時期ヲ讓步セズシテ其俛ニ存置シ、俗吏ノ干渉ヲ許サザルナリ。此結果今日ニモ尚九月ヲ開始期トナセリ。只其后ニ設立セラレタル学校ハ直轄ト雖モ尚四月ノモノアリ。

余ノ見ル所ヲ以テセバ、九月ハ上策ニシテ四月ハ下策ナリ。七月ニ試験ヲ終了シ夏休ヲ迎ヘ九月ニ新学年ヲ開始ス。而シテ氣候ノ干係上モ秋ニ始ムルヲ良トス。

卒業試験ノ入学試験ヲ四月ニ於テスルハ、其間三週間位ノ休日アリ。又学生モ入学試験ノ為メニ非常ナル困難ヲ感ズ。故ニ、急速ノ実行ヲ欲スルナラバ夫レハ止ムヲ得ザルモ、漸次実行スルナラハ寧ロ九月ニ始ムルガ至当ナラズヤ(江木)。

答、小学校ヲ四月トセシニ付テハ會計年度ト一致スレドモ、今日マテ少シモ弊害ヲ認メザルナリ。而シテ小学ガ基礎ナルヲ以テ中学校モ小学校ニ連絡スルガ便利ナリ(中学ハ300)。故ニ本案ハ実行ノ便利ヲ考ヘシモノナリ。春秋何レヲ入学時期トシテ可トスルヤハ未タ研究セザレドモ、格別ノ事柄ニ非ズト信ズ。昔ハ直轄学校ハ個々ニ發達シ、入学資格モ中学ノ卒業ヲ条件トナサマリシモ、今日ハ中学卒業ヲ以テ凡テ資格ノ基礎トナスヲ以テ其間ニ十分ノ連絡ヲ要ス。

3 入学時期ト入学試験トノ干係ヲ考ヘザル可カラズ。入学試験ガ学生ニハ最

モ困難ナル事件ナル故、中学ヲ卒業シテ多少ノ時日ヲ有シ其間勉強シテ入
学試験ニ応セザルベカラズ(高田)。

答、制度上ニ於テハ入学試験ナシ。乃チ中学ヲ卒業セル者ハ全部入学資
格ヲ有ス。只選抜試験ナルモノアリ。故ニ選抜試験ニ干シテハ落第者ナ
シ。收容人員ニ限リアルガ為メ無余儀試験ヲ実行スルモノナリ。

故ニ試験問題ニ干シテモ、中学卒業試験以上ノ問題ヲ出セシ事ナシ。英
語ノ如キハ中学ノ四年級位ノ程度ニ於テシ、而カモ各学校ニ於テ之ヲ異
ニスルノ書ヲ避クルガ為メニ、七八年間ハ文部省ニ於テ問題ヲ決定シテ
執行ス。且必ズ中学ノ教科書中ニアル問題ナリ。

4 此改正案ハ修学年限ヲ半年間早クスル様ナレドモ、実ハ其年限ヲ一ケ年間
長クスルノ結果ヲ生ス。何トナレバ中学卒業后次ノ入学ニ対シ準備ノ期間
ナキヲ以テ、夫レカ為メ入学シ得ル者ガ落第スル事トナル(江木)。

答、論者ハ落第ノ方面ヨリ見、文部省ハ及第ノ方面ヨリ見ルナリ。今は
追ノ成績ヲ見ルニ、其年ノ卒業ノ秀才ガ直チニ入学スルガ過半数ナリ。
而カモ一個人ノ落第者ヨリ見レバ修学期間ヲ要スル様ナレドモ、高等学
校ガ毎年入学ヲ許可シ得ル者ハ5000人ト定メルナラバ、其ノ総数乃
チ Total Sum ニ於テハ少シモ変化ナキ理ナリ(文部ノ役人ノ小供ハ入
学シ得ルナランモ、他ハ然ラズト主張)。

5 高木男ハ四月説ニ賛成シテ曰ク、自己ガ医学校ヲ経営シ居ル様子ニ付テ
ハ、二年目三年目ニ入学シタル者ハ仮令其入学試験課目ニ付テハ十分ニ勉
強セシヲ以テ成績宜シキモ、其他ノ課目ニ付テハ甚タ宜シカラズ。

且医科ノ学科ノ如キハ四年半大学ニ在ルモ尚不十分ナリ。之ハ学科トシテ
ハ延長ノ方ヲ希望スル位ナルヲ以テ、尚更中学卒業后六ヶ月ノ年限短縮ヲ
希望ス。

6 本郷次官ハ陸軍士官学校等ニ就テ、其入学者ガ第一回目ノ試験ニ於テ入学
セシ者ガ一番成績宜シト主張ス。且徴兵適子ノ如キモ、引続キ中学ニ在学

スル者ノ如キハ全然特權ヲ廃止シテモ可ナリト信ズト。

法科大学三年制度

説明 第四回ノ第三学期ハ殆ント卒業試験ノ為メ、他ノ二学期ノ分ハ学科ヲ
整理シテ操合セタシ。

質問

1 三年制度ハ可ナレドモ、学科改正カ困難ナル問題ナリ。此方法ヲ并セテ提
出セザレバ無意味ニナル(岡田)。

答、免ニ元則ヲ定メテ而カル后ニ学科ノ方針ヲ決定致シ度シ。

然ラバ本案可決后ニ於テ、学科改正ノ案ヲ具シテ之ヲ本会ニ諮問スルヤ。

答、明言シ難シ。

2 免ニ角修学年限短縮ハ善論ナルヲ以テ、此際元則ヲ定メ度シ。元則ノ決定
ニハ異議者ナキ管ナル故即決スベシ(関)。

(小松原、鶴沢、委員附託説ヲ主張シ、裁決ノ結果、多数ニテ前ノ建議
案ノ委員ニ托)

3 本案ハ大学教授会ノ意見ヲ問ヒシヤ(江木)。

答、次官ハ此件ヲ知ラズ。但シ余ノ知ル所ニ依レバ、大臣ヨリ大学総長
ニ諮問セラレタル様ナリ。総長ハ果シテ教授会ニ問ヒシヤ、又教授会ヲ

果シテ其形式ニ於テ開キシヤ、又ハ単ニ相談会ノ形式ニ於テ開キシヤヲ
知ラズ。

4 高木男、本会ハ本会ノ方針ニテ本案ヲ決定セバ可ナリ。

大学教授会ノ意見ノ如キハ問フ所ニ非ズ。

5 大学教授ハ専門家ナリ。而カモ最モ干係アル者ナリ。自己ガ直接ノ影響ヲ
有スル教授ノ意見ニヨリ学科課程ヲ決ス可キモノナル故、寧ロ門外漢ガ此
ノ問題ヲ決スルニハ、欠ク可カラザル参考意見ナリ(江木)。

十一月二十七日 特別委員会 一時三十分 官邸

予算會議ノ為メ大臣欠席ニ付、建議案ノ徵兵予額ノ件ニ付會議。

1 杉浦氏、一年志願兵ノ制度惡シト云フニ非ズ。文部省ノ干係トシテハ全部廢止シ、此件ハ如何ナル名称ニテモ可ナルヲ以テ、陸軍省ニテ決定スベシ。

師範學校ノ六週間現役ノ制度モ之ヲ廢止スベシ。

2 陸軍兵役ノ根拠如何。兵役ヲ懲役同様ニ考タルニ付キ桂公之ヲ改正セリトノ事ヲ聞ケリ。以后外国ノ雜誌等ヲ讀ムニ、日露戰爭ニ於テ日本カ勝利ヲ得ルハ農業國ニシテ兵ハ重ニ農民ヨリ採用スルガ為メナリ。商業國ニ在テハ文弱ニ流レ、其卒弱クナル。獨乙、ローマノ如キモ亦然リ。ローマガ商業國トナリシトキニハ滅亡セリ。排日問題ニ于シテモ亦、日本人ハ農民ナラ故強シ。此ノ人間ガ入り込ムヲ甚ダ危險ト思ハレシナリ。故ニ主トシテ農民ヲ兵役ニ服セシメテハ如何。且陸軍々人ニシテ金シ勲章其他ヲ有シテ尚モ犯罪ヲナス者多キ理由如何(ウ沢)。

答、a 師範學校ノ六週間現役者ニシテ少シモ徵兵ノ意味ヲ解セザル者多シ。故ニ、本郷氏ハ度々之レヲ集メテ訓号セリ。尚昨年教育令ヲ改正シテ其意味ヲ明示セリ。

b 國民皆兵ノ主義ヲ取ル故ニ農民ヲ重シトセズ。且良兵良民ノ主義ヲ取ル故、教育・内務等ト相待テ良兵ヲ作ラント欲ス。故ニ、陸軍ニ於テ讓歩シ得ル事ハ如何様ニモ讓歩シ良結果ヲ得ント欲ス。一年志願兵ノ入營時期ノ如キモ亦然リ。

c 獨乙ノ「ホーレン」地方ヲ視察セシニ、収獲ノ時期ニ於テハ農民足ラザルガ故ニ、兵士ヲ貸与スル事アリ。

d 近年陸軍ニ於テ酒重兵及ビ主計ノ志望者多シ。之ハ誠ニ不吉ノ現象ナリ。尤モ志望者ヲ其俛入營セシムル事ナシ。

e 現在ノ徵兵猶予者四万何千人(在學者)。

f 廿五師團(戰時50師團)ノ兵ヲ平時ニ置ク能ハズ。此比例ニテ現時ニ27000ノ將校ヲ要ス。

g 日露ノ役ノ殊勲者。

一年志ノ士官ノミ 1756人(歩兵) 歩兵 567 32、3

(總員) 2247人(一年志) 殊勲 619 比例 27、5

h 同上死傷者

(志願外) 15608人 死傷 1612 10、3

一年志ノ總員 3922人(一年志) 死傷 376 9、6

3 學問ハ一貫シテナサ、ル可カラズ。徵兵猶予ノ特權ニ弊害アルナラバ、其弊害ヲ除去スル方法ヲ講シテハ如何。其方法ヲ講セズシテ、徒ニ此ノ權利ノミヲ廢止スルハ不都合ナリ。先以テ國家設備ハ如何。學校數ノ如キ之ヲ增加セバ幾分年齢ヲ早ク卒業シ得、其上ニテ入營シテモ可ナラズヤ(高田)。

4 六週間現役ノ制度ハ之ヲ維持シタキ考ナリ。之ニ于シテ害アルナラバ、其害ヲ防ク方法ヲ講スベシ(江木)。

田所 文部省ハ陸軍ヨリノ報告ヲ聞キ、之ヲ一々師範學校ニ紹介シ、更ニ報告ヲ取ル様ニナセリ。岡山師範ノ卒業生ニシテ小倉ニ奉職セル者、三年兵役ヲ受ケ殊更ニ眼力ヲ悪クスル様ニナセリ、之六ケ月現役ヲ免レントスル為メナリ。

5 徵兵ハ家族制度ヲ破壊スル事ト信ズ。提出者ハ此点ハ不問ニナスヤ(ウ沢)。

6 卒業年齢及ヒ陸軍以外ニ就職スル事ヲ少シモ注意セズシテ、単ニ徵兵猶予

ガ尚武ノ氣風ニ反スルト云フ單純ナル理由ニテ、之ヲ廃止シテ可ナルヤ
(成瀬)。

近來文弱ト云フハ社会ノ各方面ヨリ來ル元因アルモノニシテ、単ニ徵兵猶
予ガ此ノ唯一ノ元因ナリトハ云ヒ得ザルナリ。但シ猶予年限八ケ年ヲ存ス
ル為メ、其間ニ各種ノ弊ヲ生スル故ニ改正致シ度キナリ。

一年志願兵ノ如キハ真面目ニ勉強スル者モ尚大ニ影響ヲ及ボサル、故、之
等ハ十分ノ改善ヲ加ヘザル可カラズ。

7 早川君ハ自己ガ三井ニ於ケル經驗ニ照シテ、一ケ年ノ志願兵ハ非常ノ能効
アリ。帰來シテ秩序的ニ勉強スル等ハ到底其修業ナキ者ノ及バサル所ナル
故、却テ猶予ハ廢シテモ事務ニハ好結果ヲ生ズト考フ。

十二月三日 水曜日 官邸 一時

特別委員会、本日ハ奥田文相中途ヨリ出席。

本郷陸軍次官ヨリ一年志願兵制度ヲ廢ス可カラザル理由書、及ビ徵兵猶予
ニ干スル意見書ヲ配布セラル。

尚軍隊教育令ニ干シ自著ヲ贈ラル。

江木 六週間現役ノ制度ヲ廢スハ不可ナリトノ意見。憲法ガ国民ノ義務トシ
テ列挙セルハ兵役ノ義務ノミニ非ズ、納税、其ノ他ノ義務ヲモ有シ、決シ
テ其一ニ偏ス可カラズ。而カモ義務教育ナルモノハ其大切ナルモノ、一ナ
ル事明白ナリ。六週間現役ニ依リテ兵事思想ヲ得セシムルガ趣旨ニ非ズシ
テ、小学教育ノ大切ナル為メニ兵役ヲ免除スルガ趣旨ナリ。而カモ兵役ナ
ルモノガ最モ大切ナル事ヲ証明スルガ為メニ、六週間ノ現役制度ヲ設ク。
故ニ六週間ニ依リテ、小学教員ニ完全ナル軍隊教育ヲ行フハ無理ナル注文
ナリ。之ヲ改正シテ一年兵トスルハ、小学教員ノ兵役義務ヲ設ケル趣旨ニ
反ス。且六週間ナルガ為メニ、小学教員ニ欠員ヲ生シテモ止ムヲ得ズトス

ルモ、一ケ年間欠員トナレバ小学教育ヲ実行シ得ズ。然リト雖モ代用教員
ヲ多数用ユル様ニナリ居ルニ、此改正ヲナシテハ到底不足ヲ生ズ。又町村
制ニ於テ小学教員ハ選挙權被選權ヲ与ヘザルハ、之亦小学教育ノ大切ナル
ガ為メニシテ、名譽職ノ權利マデモ与ヘザルナリ。而カモ兵役ニ對スル特
權ヲ奪フハ不合理ナリ。

高田氏 如何ニ兵役ヲ完全ニ実行セント欲シテモ、教育ヲ具備セザレバ効果
ヲ明ニスルヲ得ズ。乃チ先ハ教育ヲ以テ根本ト為ス故ニ、此問題ヲ決定ス
ルニハ兵役ガ教育ニ及ボス影響ヲ考ヘザル可カラズ。学問ナルモノハ継続
的ニナサル可カラズ。而カモ其継続者ガ少数ナレバ可ナレドモ多数ナ
リ。今早稲田大学ノ学部ノミニ付テ見ルモ、

明治41年 学生 5654 | 猶予 2233

大正元年 学生 5215 | 猶予 2623

大正二年 // 5321 | 猶予 2993

此ノ如キ多数者カ猶予ヲ為シ居ルナリ。而カモ此大学ハ已ニ年限短縮ヲ実
行シ居ルモノナリ。故ニ一旦廢止実行セラル、ナラバ、非常ナル大影響ヲ
及ボスコト明白ナルヲ以テ、十分ノ注意ヲ要ス。先日早川君ハ猶予廢止ガ
実業ニ差支ナシ、却テ好結果ヲ得ルヲ唱ヘラレシモ、兵役ト教育トノ干係
ハ別問題ナリ。実業ニハ害ナキモ教育ニハ害アリ。

尚私立学校ニ於ケル、徵兵猶予ノ取扱方ニ付其十分ナル注意ヲ為シ居ル点
ヲ述ベシニ、欠席多キ者ニハ猶予ノ權ヲ与ヘズ。一ケ月無届ノ者ハ保証人
ニ懸ケ合ヒ、三ケ月目ニハ退校ヲ命ズ。届ケアル者ハ専門学校令ニヨリ一
ケ年間猶予シ、而カル後ニ退学ト定ム。

岡田、杉浦両氏、トモニ六ケ月間ノ廢止ガ師範学校ニ及ボス影響如何ヲ質問
ス。

田所局長ノ説明ハ、實ニ在リノマ、ナル事ヲ申セバ、今日ノ場合小学教員
ノ志願者少キ場合ニハ此ノ特權ヲ廢止スルトキハ、人員ニ不足ヲ生ズベシ。

經濟方法トシテ採用セシ師範学校ノ二部制度ニ付テハ、殊更ニ六週間現役ノ制度方大切ナリ。毎年師範学校卒業者4900人アリ。之レ乃チ六週間ノ現役者ナリ（一部ハ四年、一部ハ一ヶ年ニテ卒業。而カモ尚私費制度モ採用セル位ナル故殊更大切ナリ。且現在二万ヨリ三万近キ無資格ノ教員ヲ採用シ居ル現状ニ於テハ、此廃止ハ直チニ採用スト云ヒ得ザルナリ。

杉浦氏 今ヤ學問スル者多シト言フ事高田君ヨリ申サレ居レドモ、之ハ寧ロ徵兵ヲ猶予スル為メニ學問スル者多キ在様ナリ。又若シ六週間現役ノミヲ存シテ他ヲ廢止スル事トナラバ、只今ニ於テマテ兵役ヲ免ル為メニ小學校員トナル者多キニ、他ノ道ヲ塞ギテ独リ小學校員ノミニ活路ヲ開クトキハ、最モ兵役ヲ恐ル、者ノミガ全部教員トナリ却テ非常ナル害ヲ生ズ。此ノ教員ガ小國民ヲ養成スルヲ以テ將來ノ國民ハ皆兵役ヲ欲セザルニ至ルベシ。本郷氏 大正元年度ニ於テ外國ニ入りテ徵兵ヲ猶予セシ者35423人アリ。多クハ徵兵ヲ免ル目的ニ出デタリ。

六週間現役ニ付テハ之迄五尺三寸ノ丈アル者ニセシガ、昨年ヨリ五尺二寸ニ改正セリ。而カモ一年約三千人ヲ入營シ得ルニ過ギズ。若シ一年ノ制度採用セバ、1500人ヨリ入レ得ザルナリ。故ニ教員ノ數ニ影響ナシ。實際之ヨリ收容シ得ザルナリ。

且高田氏ハ兵役ハ腦ヲ悪クシ中座スル為メ害アリト云ヘドモ、未タ学校ヲ卒業シ業務ニ就キ、兵役ニ服セシ為メ業務ヲ行ヒ得ズト云フ者ナシ。之何ヨリノ証拠ナリ。

成瀬氏 國家機關ハ一方ニ偏ス可カラズ。教育、兵役、其他綜合シテ其任ニ當ル可シ。本郷氏ハ兵役ヲ以テ他ノ教育ヲ圧伏セントシ、杉浦氏亦尚武ヲ以テ他ヲ庄セント欲ス。何レモ不可ナレバ、凡テ教育方面ト連係シテ完全ナル意見ヲ定メント欲スルニ依リ、暫時延期ス可シ。

陸軍飛行機ノ死亡者少キ事。

日露戰爭ニ於テ手ヲ擧ケウタル、事ヲ欲スル者。

是ニ對シ本郷氏曰ク、抑モ國民教育ナルモハ一、家庭教育、軍隊教育、社會教育、學校教育、連合シテ初メテ國民教育ト云フ可シトノ論。奥田文相出席、徵兵猶予ノ件ハ陸軍當局ト相談シテ成案ヲ作り、本委員會ニハ提出ス事トス可シ。

本郷次官提出書ノ理由書ハ、小學校員ハ全部徵兵ヲ避忍スル為メ其任ニ當リ且28歳ヲ過クルトキハ乍チ職ヲ去リ不法ノ行為ヲナシテ恥トセズトノ語アリ。之故ニ不當ナルヲ以テ、理由書全部ヲ返却ス可シトノ論ニテ実行セリ。

又杉浦氏ノ説ニ依リ兵役義務ト召集トヲ混同シ居リ。兩者共ニ廢止ノ考ノ様ナレドモ、當局トシテハ其間ニ區別ヲ設ケ度ク考フ。又江木氏ノ所謂小學校員補充ニ付テハ、別ニ考ノ存スルアリ。江木氏ノ説ハ養成ニ付之等モ考ヘ度キナリ。

陸軍當局ト相談ノ上案ヲ具シテ提出ス可シ。夫レニテ議決延期ヲ救ヒタシ。

大學ノ年限三年説。

学期ヲ四月ニ操上ノ件。

文部大臣ノ意見トシテハ、

中學制度ヲ改正シテ六年トシ大學ヲ四年トシテ、直接ニ連絡セシメ度キ考ナリ。然シ之ハ直チニ実行スル事ハ不可能ナリ。

三年ニ短縮シ其學科程度ハ大學ノ教授會ニテ相談アリ。大臣ノ認可ヲナストキハ前以テ本會議ニ報告ス可シ。

三年制ノ特權ハ來年ノ入學者ヨリ權利ヲ得セシムル考ナリ。

四月制度ニ干シテハ、二種ノ方法アル事ハ嘗テ申述ベシナルモ、其何レヲ採用スルヤハ各直轄學校ニ於テ各々定メシムル事ガ便利ト考フ。但シ決定前ニ本會議ニ報告ス可シ。九月ノモノヲ存スルト云フ岡田君ノ考ハ一応可

ナレドモ、徴兵等ニ干係アル故、実行不可能ナリ。

江木氏ノ説タル凡テノ学年ヲ全部整理シテ決定シ二年余ノ短縮ハ、理論トシテハ可ナレドモ実行困難ナリ。故ニ各別ニ方法ヲ講シ度シ。

(徴兵ノ件)

杉浦氏 予備軍人ヲ軍曹マデモ小学教員ニ採用セン事ヲ欲スルノ建議ヲ為セリ。之ニ対シテハ到底下士ニテハ教員ノ資格ナキヲ本郷次官説明セリ。菊池男曰ク、現在ニ於テモ予備ノ将校ヲシテ体操ヲ教ヘシムル事ニ付テ、余リ規則ニノミ偏シテ弊害アルナリ。況ンヤ下士ヲヤ。

成瀬氏曰ク、軍隊教育ガ必ズシモ勇氣ヲ起ス所以ニアラズ。日露戦争ニ際シテ、アル士官ハ臥ノ体度ニテ手ノミヲ挙ゲ居タリ。之レ手ニ負傷シテ戦線ヲ免レントノ企ナリト云フ。

十一月十一日 午後一時半 官邸 委員会
学年開始ヲ四月トスル事

両案可決

法科大学ヲ三年ニ短縮スル事

高田氏 本条ハ已ニ建議案トシテ提出アル位ニテ異議ナシ。但シ学年ノ短縮

ニ付テハ単ニ此ノ法科大学ノミニテ足レリトセズ。各学校ノ全部ニ対シテ、秩序ノ改正スルヲ必要トス、本案ハ単ニ其一部トシテ前提トシテ賛成ス。

江木氏 高田氏ト同様ニ年限短縮ノ一方法一部分トシテ賛成スレドモ、尚条件トシテ左ノ規定ヲ要ス。

- 1 卒業試験ノ廃止
- 2 授業科目ノ改正
- 3 必修科ノ数ヲ減少スル事
- 4 教授法試験法ノ改正

5 講座ノ整理

6 ゼミナール制ノ実行

之等ヲ条件トシテ且同時ニ実行ス可キ事。

早川氏 余モ学年々限ニ対シテハ尚根本的ニ改正アラン事ヲ希望ス。法科卒業生ノ学力ヲ見ルニ何レモ実用的ニアラズ。相統法ノ如キハ僅ニ親族ノ理論ヲ解スルニ止マル。其他債權法ニテモ応用ノ力全クナシ。故ニ修学課目ハ之ヲ減スルトモ、其科ニ付テハ完全ニ教授セザル可カラズ。

藕沢氏 三年ニ賛成スルニ付自己ノ経験ニ基キ、其出来得ル事柄タル事ヲ説明セン。自分ハ三年制度ニテ入学セシモ、当時ハ「ノート」ハ三ヶ月読メハ十分ナリ。但シ70点ナリ。図書館ニモ書物ナシ。教授モ単ニ洋行ニヨリテ其究メタル事ヲ教ユルニ止マル。又各科専門ニ失シ、公法私法ノ如キ区別ニ止メス、國際法モ公私ノ兩方トスル様ニテ全ク細カニ失スルニ付、之ヲ大体ニテ完成致シタシ。グレーンホルム先生ハ三年間ニ独法ノ大意ヲ全部講シ終レリ。

(菊池)

書物ニ依リ講義スルヤ可ナレドモ、今日書物ヲ用ヒ得ル教授果シテ幾人カアル。他人ノ書物ヲ講スル様ニテハ、其威厳ニ干係スト云フ。

又講義ノトトニ依ルトキハ、其草案ノ後ル、為メ授業ノ後ル、事モアリ。

杉浦氏 昔ノ学問ハ先生ノ講義ハ僅カニシテ、学生ハ之ヲ研究シ学問ヲシタリ。故ニ自ら研究スルノ方針ヲ取ラザル可カラズ。

菊池男 余ハ主義ニ於テ九月説ヲ可トス。夏休ヲ中途ニ置クハ、之レ年限ヲ夫レダケ延長セシムル事トナル。

又学年ノ第一期ノ終リハ已ニ休業トナリテハ、学問ノ効果甚タ少キ様ニ考フ。

小学校ハ九月ニ授業ヲ開始シテモ差支ナシ。何故ニ九月始メノ学校ヲ起ササルヤ。

中学モ中九月ニ始アルモノアリテ兩制度存在セバ、入学者ハ一年ノ損ヲ半
年ニテ足ル事トナリ、便法ナラン。

大學ヲ四年ニセシハ自分カ大學総長ノトキナリ。三十時間以上ノ負担ヲ為
スハ不都合ナリトノ理由ナリ。京都大學ハ當時三年ナレドモ、文官試験ノ
成績悪シキ為メ四年ニナセリ。此ノ結果成績宜シ。

大學令ノ第一條第二條ノ干係ニ於テ、大學ハ研究スル場所ニ非ズト云フ井
上文部大臣ノ解釈アリ。自分ノ后ニ山川總長參リテモ、尚研究場所ニ非ル
事ヲ主張セリ。

江木氏ノ講座整理ニ干シテハ、余ハ講座ノ多キハ可ナリ。余ハ細キ分類ヲ
為スハ不可ナリ。今日ノ講座制度ハ一教授カ講座ヲ負担スルニ非ス、教授
ニ字不明

□□スノ干係ニ於テ各講座ニ干係ス。實際ハ講座ナシ。又學生ノ數ハ余リ
多キニ失スルハ不可ナリ。年限ハ実ハ無キヲ可トシ、試験ニ依リ、アル年
限以上隨時ニ卒業ス可シトノ考ナリ。

修學ニ干シ、四月說ヲ取ルモ學生ノ品性ニ惡影響ヲ及ボス点ニ干シテハ同
様ナリ。乃チ落第生ガ凡テ害ノ元トナルヲ以テナリ。

文部大臣ノ說ハ九月トスルトキハ、町村ノ實際ニ於テ非常ノ手数料費用ヲ
要ス。又教科書ノ組合セノ如キ、皆其時期季候ニ応シテ製作シ居ルナリ。
故ニ□□ヲ四月、九月ノ兩方ニスル事ハ、果シテ出来得ル事ナリヤ否
ヤ、疑問ナリ。

大學ニ在テハ何時ニテモ卒業出来ルトセハ、人數ガ一教場ニ滿チテ到底講
義ヲ開ク事ヲ得ザルヘシ。

在學生ヲ減スル事ハ、収入ノ点ニモ干係ス。
(中學ノ年限短縮ハ、之ハ高等學校ヲ廢シテ中學ヲ一ヶ年延長シ大學ニ
一ヶ年ヲ附屬セシメテ、其予科トスルガ可。

又中學ヲ各地方ニ固定セシメ、其中學ヲ卒業セシモノハ其地方ノ大學ニ

入ル様ニ管轄區域ヲ定メシムル事(本日兩案トモ可決)
中学校ノ數ガ非常ニ多キニ失スル事)

次ニハ徵兵猶予及ビ相統稅ノ件。

十二月十七日 総會

學年ヲ四月トスル事

法科三年制

委員長報告、菊池男報告。

四月ノ開始期ハ最上ナルヤ否ヤ不明ナレドモ、已ムヲ得ズ決定セリ。

年限短縮ハ妥当ト認ム。但シ學生ノ負担ヲ輕クシ、尚學力ニ付テモ十分注
意ヲ要ス。

兩案共ニ年限短縮ノ前提トシテ可決ス。故ニ學制全部ヲ通シ、年限短縮ノ
方法ハ速ニ実行セヨ。

質問

桑田 研究科ヲ演習科トシテハ如何。

答 強テ研究科ナル語ヲ主張スルニ非ズ。法科ニノミ用ユル語ニ非ス。

一般ニ通スル研究科ナル語カ適當ナラント信ス。

桑田 大学院ノ改正ハ如何。年限短縮ノ結果、學科ノ減少ヲ來ス事當然ナ
ルヲ以テ、學術ヲ十分ニ研究スル方法ヲ講セズヤ。

答 大学院ハ特別ノ干係アルニ付、普通法科大学ニ付テノミ議セリ。

洪沢男 本員ヨリモ建議案ヲ提出シ置キタルガ、夫レハ其假トシテ、本案
ノミヲ議決セシ理由如何。

答 委員會トシテハ年限短縮ノ全部ニ付、且下委員會ヲ開キ、十分ニ講
究シツ、アリ。少シモ忽ニセシニ非ズ。

桑田 教授法ノ次ニ演習法ヲ加フ。尚研究所ノ外ニ大学院ノ改善ヲ加フベ
シトノ議。

江木氏 大学院ノ改正ナラバ大学令ノ改正ヲ必要トス。大学ハ研究ヲ為ス可キ所ナル故、年限ハ三年トスルモ何卒學問ノ程度ハ低クシタクナシ。

鶴沢 法科ニ干シテハ大学院ニ於テ研究セヨト云フモ、學校ニ於テハ其方ヲ作リタシ。

桑田君ハ大学院ニ於ケル夜間講義、又金力ガ許スナラバ給費ノ制度年限短縮ト大学院

法科ニ於テハ大学院ガ害アリ。年限短縮ハ學力ヲ低下スルノ理ナリ。故ニ大学院ノ制度ヲ完備セシメザル可カラズ。大学院ハ學生ト教授トカ共同ニ研究セザル可カラズ。

高田博士 日本ハ平凡ノ先生ガ平凡ノ講義ヲ為ス。外國ハ非凡ノ先生ガ平凡ノ講義ヲ為ス。

試驗法ニ干シテモ亦同様ナリリ。
本科
大学院
 under graduate cause, post graduate cause

演習法及ヒ大学院ノ件ニ干シテ桑田氏及ヒ鎌田氏ノ同意ニヨリ修正説出デシモ、反對ニテ委員長報告通り可決セリ。

商業學校規定ノ改正

次官説明

1 甲種商業學校ハ尋常小學ヨリ直接ニ接続セシメント欲ス。
 現今ノ實際ハ予科ヲ置キ、尋常小學卒業者ヲ直チニ採用シ居ルナリ。
 校長ノ会合ヲナセシ節、此点ニ干スル希望アリシ、又予科ナルガ故ニ商業ニ干係セシ學理ヲ教授スル能ハズ不便ナリ。

2 甲種商業學校ニ第二部ヲ置キ、中學卒業生ヲ一ケ年教授シテ商業ノ智識

ヲ与フ。之レ現今中學卒業生ガ世間ニアフレ居ルガ為メナリ。

質問

江木 商業ニ干シテ第二部ノ制度ヲ採用シ、農業工業ニ干シテ其制ナキハ如何。殊ニ工業ハ別トスルモ農業ニ付テハ矢張り二部制ガ可ナラン。

答・松浦、農工ハ余程専門的ナリ、商業ハ普通學ト接近セリ。

二部ハ實際ニ必要アリヤ。専ラ中學ニ入學スル者ト農科ノ実科ニ入學スル者ト其性質ヲ異ニシ、一ツハ落第生ノミガ入學スル傾キハナキカ。

答 中學卒業生ハ普通學ニアレドモ、実業上ノ智識ヲ欠クガ為メ差當リ

役ニ立タズ。故ニ一ケ年ノ教育ヲナサバ相當ノ者トナル。又今日ニ於テモ專修科ノ名儀ヲ以テ、商業學ヲ教授シ居ル學校沢山アリ。

岡田 第一項ト第二項トハ主義ガ矛盾セズヤ。第一項ハ予科ヲ廢シ早クヨリ商業學ヲ教ヘザル可カラズト云ヒ、第二項ハ一年ニテ足ルト云フ。

答 第一項ハ其適用ノ範圍甚タ広ク、各地ノ情況ニヨリテ年限ヲ定メ得ルナリ。

岡田 然ラバ修學年限五年ノ學校ニ於テモ、中途ノ二年級三年級マテ入學ヲ許可スルヤ。

答 試驗ノ上許可スル考ナリ。

江木 簡易農學校ナルモノアリ、簡易ナル文字ノ為メ優等者ノ入學スル者少シ。第二部ノ如キモノヲ置キテモ、果シテ相當ノ卒業者ヲ出シ得ルヤ否ヤ。

建議案ト同一ノ委員ニ附託。

(洪沢男曰ク、前委員ノ反對ヲ引去レバ同一委員説ハ多數ナリ)

十二月十八日 午后一時半 官邸

杉浦君建議案

道德ト法律トノ干係

大田 杉浦氏ハ親子ガ原被両告トナル事ニ付テ非難スレドモ、債權十條ノ如キハ当然ナリ。『金銭ニ親子ナシ』ト云フニ非ズヤ。

然ニ法律ト道徳ニ干スル件ノ改正ハ尤モ必要ト信スルヲ以テ、江木干之、一木喜徳郎、司法省、局長ト三名ニ其草案ヲ作ル事ヲ命セリ。

成瀬 法律ト道徳トヲ提出者ハ之ヲ一致セシメントノ考ナリヤ。由来法律ハ消極的ノ事項ヲ規定シ、教育ハ積極的方面ニ人心ヲ支配ス、其區別。

杉浦 只今大臣ノ説明ニ依リテ調査ヲ為ス由ナルヲ以テ本員ハ満足ヲ表シ、之ヲ撤回シ度ク思フ。

岡田 相続税進行ノ様子如何。

答 目下大蔵省ニ於テ調査中ナリ。嘗テ貴族院ニ於テハ、家督相続ニ干シテ何トカ処理ス可キ必要ヲ述ベタルノミナリ。

早川 自分ハ杉浦君ノ案ニ賛成セリ。然ルニ今ヤ其賛成者ノ承諾ヲ得ズシテ取消スハ不可ナリ。

相続税ノ件ハ大切ニシテ、上流者ヨリモ中流者ガ非常ナル困難ヲナセリ。余ハ勅語ノ主旨ヲ貫徹セント欲セバ、敬神ノ念ヲ主トスルヨリ外ニ道ナント信ズ。杉浦氏ノ案ノ中ニ必要ナル事項ハ之ヲ抜キ取り、本會議ニ建議トナス事ハ差支ナシ。

東京市ナル団体ニ於テスラ家督相続ノ場合ハ不動産取得税ハ之レヲ取ラザルナリ。況ンヤ國家ガ家督相続ニ税スルハ不可。

鵜沢 1 法律ト云フ語中ニ憲法ヲ含ムヤ。

2 法律ハ憲法ニ依リ兩院ノ議會ヲ通過セシモノナリ。其法律ハ勅語ニ支配サル可キ理由アリヤ。

3 家族制度ノ維持ト云フモ其家族主義ハ何時頃ノ家族主義カ(現行法ニ於テノ家族主義ヲ認ムルヤ)。

4 道徳ト法律トハ初メヨリ異リタルモノナリトノ考ヲ基礎トスルヤ、或ハ単ニ現行ノ規則ノミヲ法律ト称スルヤ。

5 教育勅語ニハ國家ヲ重シ國法ニ從ヒトアリ、故ニ憲法法律ト勅語トハ同一ノモノナリト考フ、如何。

(高田氏ノ説ニテ、提出者ガ撤回セシモノヲ總會ニ於テ不許可トスルハ總當ニ非ズ。故ニ議事ヲ中止スルヨリ外ニ道ナシト)

試験制度ノ件

杉浦 高等文官^[イ]ニ任命スルハ法律ヲ修メシモノニ非レバ不可ナリヤ。

菊池、后藤兩男爵ハ法律家ニ非ズ。

法律ヲ修メシ者ハ知事トナリ、技術官ハ知事ノ下位ニ在ル法アリヤ。府県中学校長モ功勞アル者ハ知事トシテ可ナリ。

江木 論者ハ事務官ト其以外トヲ混同セリ。今ヤ次官ノ如キハ全ク試験以外ナリ。前ノ個案ヲ撤回スルナラバ、此ノ案モ已ニ委員ヲ設ケ居ルニ付撤回スベシ。

高田 本案ニ干シテハ提出者ハ已ニ注文ト条件トヲ有ス。故ニ、前条トハ性質ヲ異ニセリ。撤回ス可キモノニ非ズ。

文學ヲ学ヒ居リテモ尚高等試験ハ之ヲ受ケ得ル様ニ致サザル可カラズ。至当ナル官吏ヲ得ル為メニ今日ノ試験制度ガ教育ニ大害アル事ヲ知ラザル可カラズ。

鵜沢 弁護士試験ニ付テ之ヲ見ルモ、弁護士ノ經驗全ク乏シキ者ガ其試験ヲナセリ。人格常識ハ最モ試験ニ必要ナル件ナリ。判檢事トナリ弁護士トナルモ、私立卒業生カ却テ大学卒業生ニ優ル事アリ。故ニ官私兩方ニ對スル試験ヲ公平トセザル可カラズ。

江木 提出者ノ文案ハ全ク漠然タルモノナルニ依リ、之レハ一ツノ規定ヲ必要トス。以テ其意味ヲ明ニス可シ。

試験課目ヨリモ試験ノ方法ガ大切ナリ。

各方面ナル語、意味不明。

試験官ノ心得ガ悪シ。一人一家ノ説ヲ以テ試験スルカ不都合ナリ。抑モ文官試験ハ初メ大学試業后ノ者ニハ課セザルガ元則トナリ居ルタルニ、明治二十六年伊藤〔博文〕公ガ行政整理ヲ為セシ時ニ此制度ヲ設ケンナリ。文官試験ナキ時ニ大学ノ先生ガ不勉強トナルヲ恐レシ為メナリ。

司法官モ試験ヲ為スコキ管ナリシガ、司法官(?)ニ付テハ当時満シ居タル為メ、后ニ至リテ之ガ一ツノ特權ト為リタル為メナリ。

- 大臣ノ考
 - 1 文官判検事両者トモ統一スル考ナリ。
 - 2 試験方法モ目下考案中ナリ。

岡田 文意ノ大体ニ付テ決定セバ可ナリ。各方面トカ公平トカ云フ語ヲ余リ規則的ニスル事ハ困難ナリ。

大臣 此ノ決議ハ世間ニ公表セラル、モノナル故、幾分明瞭ニ定メ置カルル事必要ナリ。

各方面ハ、

經濟ノ試験官ハ大蔵省ニテ、
民法ノ試験官ハ司法省ニテ、
(?)

ト云フ意味ナリヤトノ大臣ノ問ヒニ對シテ、杉浦先生ハ「然リ」ト答ヘタリ。大臣曰ク、不可。

菊池 教員ナル語ハ不当ナリ。小学教員ニ對シテモ試験ヲ為スコナリヤ。然リ。

試験ヲ必要トスル教員ト解スベキヤ

大臣 試験ニ干スル大臣ノ考ハ、高等文官ノ判検事等ニ干スル資格試験ニハ課目ヲ少シモ變セザル考ナリ。公平ト云フモ(東京ヨリ五人、京都ヨリ

五人)ト云フ意味ニテハ到底実行シ難シ。東京大学ノ者ハ試験ノ間ニ講義ヲ継続シ得レドモ、京都ハ東京マテ上京セザル可カラザルヲ以テ、全部休ミテ上京スル事、事実上不可能ナリ。試験官ハ三人ニテ立合セ、公平ニ試験スル様ニ聞及ベリ。

早川 (而シテ)ノ文字ヨリ后ノ文ヲ削リテハ如何。余ハ、大学卒業生ハ將來試験ヲ全廢ス可シトノ条件ニ於テ本案ヲ賛成ス。

高田 同様ニ全廢説ヲ是トシテ賛成。
大臣 任用令ノ改正セラレタル精神上、全廢説ハ不可能ナリ(但シ余ハ一個トシテハ全廢説ナリ)。

早川 官立私立兩大学ニハ其成績確ニ差等アリ。余ハ官立ハ少クトモ全廢ヲ主張ス。

高田 教員ナル文字ヲ除ク説。

一時休憩 協議

行政官司法官及ビ弁護士ハ、官公私學出身ノ如何ヲ問ハズ一定ノ方法ニヨリ考試ニテ其就職ノ資格ヲ与フルヲ相当トス。

而シテ其試験方法ニ至テハ十分ノ改善ヲ加フルヲ至當ト認ム。右ニツキ相
當ノ措置ヲ執ラレン事ヲ望ム。

右建議ス。

散會

大正三年

一月十四日 特別委員会 風邪ニ付欠席。

大正二年十二月十日丑發專169号ヲ以テ諮詢セラレタル商業學校規定改正

ノ件中、第一項ハ諸般ノ制度トノ干係上尙講究ノ必要アリ、第二項ハ之ヲ妥
当ト認ム。

一月廿三日 幸俱樂部会合

京都大学教授同盟休校ノ件アリ。

沢柳総長ハ嘗テ七教授ヲ免官ニセシカ第一原因ナリ。

第二、助教授(文科)ノ留学セル者ヲ免官トシ早稲田ヨリ藤井健二郎ヲ入
レタル事。

第三、法科ノ某教授ニ対シ一度諭示免官ヲ申シテ他ノ教授ノ意見ニ依リ取
消シタル事。

第四ノ近因ハ一度教授トノ間ニ平和ノ解決付キテ和解シ、教授ハ之ヲ新聞
ニ発表シ、翌日学長ハ代表者トシテ総長ニ礼ヲ述ベニ参リシニ、任免權ニ
干シ新聞紙ノ記事ニ、不同意ナル事ヲ申シ渡シ、食言問題ヲ生セリ。

1 予備試験ハ廃止シ度シ。

2 司法官ノ登用試験ヲ廃止シ、資格試験トナシ度シ。

六十余歳ニシテ司法官試験ニ応スル者アリ。実ハ司法官ヲ欲スルニ非レ
ドモ、一度修学ヲナシタルモノガ合格証書ナシニ帰国スル事出来ザルナ
リ。資格試験トセバ其学力アル者ハ皆及第シ、之ヲ履歴トシテ他ノ実業
等ニ従事スル者モアリ。

3 私立学校改良ヲ交換ノ条件トス可シ。

次ノ総会ニ桑田博士ヨリ此希望ヲ述ブル等。

4 教員ノ試験ニ干シ規定セザルハ不都合ナリ。

之ハ私立学校卒業生ガ無試験教員ノ特權ヲ有スルモノアルニ付、特更除キ
タル様子ナリ。

教員検定試験ハ甚ダ厳格ニシテ山川博士委員長トシテ最モ重キモ、私立学

教育調査会関係史料(一)

校ノ教員無試験アルガ為メ現在ニ在テハ随分低キ程度ノ教員アリ。
特別委員会ニ於テ商業学校ヲ否決セシ理由

1 甲種商業ヲ五年トスルト、其中ニ程度ノ高キト低トノ二種ヲ存スル事ト
ナル。

2 乙種トノ區別何処ニアリヤ。

入学資格ガ本来ノ區別ナリシニ、其入学程度ニ區別ヲ甲種中ニ設クルヲ
以テ乙種トノ區別ヲ失ス。

3 寧ロ予科ヲ存スルガ可ナリ。

予科ニ於テ学科ノ改良出来サレバ止ムヲ得ザレドモ、予科ヲ十分改良シ
得ルナリ。

4 中学校トノ干係ヲ考フ可シ。

中学ハ各種ノ予備校トナルガ本則ナリ。

5 学校長トシテハ本科五年ガ便利ナルヲ以テ主張スレドモ、入学者ヨリ申
セバ年少ニシテ家ヲ去ラザル可カラズ。何トナレバ甲種商業学校ハ一府
県ニ僅カ三校位ホカナキ故ナリ。

6 然シ予科ニ英語ヲ課スルヲ以テ現在ニ在テハ、高等小学ヲ卒業シ後ニ英
語ノ為メニ更ニ下級ノ予科ニ入学セザル可カラザル不便アルハ之ヲ改メ
ザル可カラズ。

7 乙種商業学校ハ不人望ナリ。徴兵猶予ノ特權モナシ。故ニ之ヲ廃止シ商
業学校ニハ甲乙ノ兩種ヲ認メザル様ニ致シ度シ。

江木君曰ク、修学年限ノ短縮ニ干シ二三ノ案ヲ作成シ印刷トシテ次会ニ配布
シ、之ヲ元トシテ討論ヲ致シ度ク考ヘ居ルナリト。

一月廿八日 午後六時三十分 特別委員会

徴兵令改正案

一〇七

田所氏 嘗テ本郷次官私案ノ三項目ニ付文部省ト協議ノ結果ヲ發表セリ。此

ノ案ニ依リ陸軍文部兩部ガ満足ヲ表スル点ニ帰着シタルモノナリ。

1 本郷案ニ依レハ23歳ニ限り延期スル様ニナリ居ルナレドモ、大学其他

ノ卒業ノ年齢ヲ見ルニ、

帝国大学ハ 三年平均 26年7ヶ月

東京高等師範 大正二年 25年2ヶ月

三年 25年7ヶ月(予定)

四年 24年10ヶ月(ハ)

ナルヲ以テ、28歳ニテハ余リ長キニ失ス。故ニ、独乙ヨリモ一年ヲ延長シテ27歳マデトセリ。

2 六週間現役ハ廃止セズ。

師範学校ハ23歳ニ打切りテ宜シカラシム。

今日ハ第二國民軍ニ入レドモ第二國民軍ニテハ全リ軍務ニ從事セザルヲ以テ、第一國民軍ニ編入スル事トセリ。

3 外国ニ在ル者ニ付テハ5年間延長セリ。

4 現在々校者ニ付テハ三年後ニ於テ新法ニ依ラシム。乃チ現在ノ者ハ三年間28歳ノ特権ヲ有ス。

5 中学程度ノ学校ハ全ク特権ヲ失フ事トナル。

現在ノ中学生ハ11、6000人、中ニ猶予ヲナシ居ル者7000人アリ。20歳以上ノ中学生ニ対シテハ全ク特権ナシ。

本郷次官

a 陸軍ハ高等学校卒業ノ時ヲ以テ入営シテ可ナリトノ説ヲ有シ、25歳ヲ主張セリ。

b 徴兵官ハ實際ノ在学ヲ認メテ猶予ヲ為ス。

c 四月ヲ入営期トスレドモ是ハ歩兵二千スルモノニシテ、特科兵ハ矢張り

12月ヲ以テ入営期トセザル可カラズ。

d 金力アル者ガ外国ニ行キ避キスルハ不都合ナリ。

九鬼男

滿二十歳ヨリ引続キ外国ニ行カザル可カラザルヲ以テ、此規定ノミニ從ヘバ20歳後ニ於テハ外国ニ留学シ得ザル事トナルヤ?

此点二千シテハ第二項ニ依ルガ至当ナルモ、本郷次官ノ説明ハ終ニ満足シ得ザリシナリ。

若シモ第二項ニ從フ可キモノナラバ、滿20歳ナル文字ハ全ク無意味トナルベシ。

鶴沢氏

25師団ニ干係アリヤ?

ナシ。

高田氏

登録ノ場合ニ体格検査ヲ為スヤ否ヤ?

入営ノ際ニハ体格ヲ検査ス。然シ丁年ニモ検査ヲ要スト考フ、(此点説明不十分、規定ヲ明ニスルヲ要ス)。

本案ニハ第一項ヲ落シタリ。乃チ在学ノ故ヲ以テスル徴兵納予ハ是ヲ廢止スナル一項ナケレバ無意味トナルヲ以テ是ニ加入スル事トセリ。

江木氏

1 工業ノ如キ学科ヲ研究スル為メ、高等学校ヲ卒業シテ直チニ外国ニ行ク者ニ付テハ第二項ニ依リ27歳ノ權利ヲ有スルヤ?

2 又滿二十歳以前ヨリト云フ字ヲ加ヘシ理由モ甚ダ不明瞭ナリ。高等学校ヲ卒リテ外国ニ行ク者ヲ禁止スルハ不都合ナリ。

高田博士

徴兵官ノ判決ニ依ル止ムヲ得ザル事情トハ如何。一勉強中一ナル語ニテ足ルヤ。

菊池男

最も順序能ク大学ニ入学シ是ヲ卒業スルトシテモ23歳ニテ今日ノ法科ト雖モ卒業シ得ズ。況ンヤ医科ノ如キヲヤ。此ノ如ク23歳ニテ卒業ハ何人ト雖モ不可能ナルニ、而カモ23歳ヲ以テ元則トシタルハ其理由ヲ知ルニ苦ム。

陸軍ハ高等学校卒業ヲ元則トシタルガ為メナリ。

鷗沢博士

徴兵官ノ判決ハ之ヲ学校長ニ委任シ得ザルヤ。外国ニハ徴兵官ナシ。如何ナル方法ヲ取ルヤ。公使、領事等ヲ以テ代理セシムル考ニヤ。

菊池男

現在外国ニアル者ニ付テモ37歳ノ新法ヲ適用スルヤ。

勤務演習六ヶ月ヲ要ストセバ、夏期休業2ヶ月ヅ、三年間ヲ之ニ費サシムル可カラズ。然ルニ学問ノ種類ニ依リテハ夏期休業ガ最も大切ナルモノアリ。

江木氏

師範卒業生ヲ第一國民軍ニ入ルノ件ハ、単級学校ニ於テハ戦時ニ教員補充ノ道ヲ失ヒ休校セザル可カラズ。

嘗テ義務教育ヲ六年ニ延長セシハ日露戦争中ニシテ、戦時ト雖モ教育ノ件ハ之ヲ忽ス可カラザル証拠ナリ。戦争中モ教育ハ一歩モ退カザリシナリ。

然ルニ教員ヲ第一國民軍ニ編入セバ場所ニヨリテハ必ず休校ヲ要ス故、此点ハ反对ナリ。

鷗沢博士

普通ノ大学等於テハ廿三歳以上四年間ノ猶予ヲ与フヲ27歳マデトナシ、殊ニ師範学校ニ付テハ現行法ヲ其儘ニ存シテ28歳マテ教育ニ従事ス可キモノトセリ。其間ニ區別ノ標準ヲ異ニスル理由如何。

意見ヲ述べ、討論ニ入ル

江木氏

1 徴兵官ノ判決ナル文字ハ狭キニ失シ、不当ナルヲ以テ官ノ判決トナシタシ。

2 学校学期休暇中詮議云々ノ文字ハ、詮議スルヲ要スルトナシタシ。

3 第一國民軍ハ不都合ニ付、現行法ノ通りニ第二國民軍トナシタシ。

高田博士

1 現行法ヲ可トス。乃チ教育ト兵役トノ干係ヲ見ニ、何レモ公ニ奉シ國家ニ益ス点ニ於テ異ラズ。兵役義務ニノミ重キヲ置キ学問ヲ捨ツル事ハ不可ナシ。徴兵ノ猶予出来ザル管ナシ。

2 徴兵問題ノ為メ教育ヲ妨ゲ、其權威ヲ損スル事ハ不可。

3 徴兵忌避ヲ妨ギ之ヲ手段ヲ講スルハ元ヨリ当然ナレドモ、之ガ為メ教育ノ大切ナル点ヲ失ヒ、全部徴兵令ヲ改正セントスルハ不可ナリ。

4 若シ強テ全部ヲ改正シ忌避ヲ妨ガント欲スルモ到底其目的ヲ達シ得ザルナリ。例ヘバ在学ニ就テ猶予出来ストセバ、体格ヲ悪シクシ、近視眼ノ如キヲ故意ニ起シテ不合格ヲ企ルハ当然ナリ。

5 要スルニ本問題ハ倫理道德ノ教育ニ於テ義勇奉公ノ道ヲ教へ、法律ノミニテ束縛ス可キニ非ズ。

本郷次官

今日マデ道德方面ニテ忌避ヲ匡正スル方法ハ陸軍モ文部省モ共同シテ尽力セシモ効少シ。止ムヲ得ス法律ヲ改正セザル可カラズ。又学問ノ途中ヨリ兵役ニ就クハ少シモ害ナシ。且又27歳マテノ猶予ヲナセシヲ以テ、凡テハ27歳ニテ学問ヲ卒ルヲ例トセルヲ以テ此点モ心配ナシ。

高田博士

年齢ハ27ニテモ28ニテモ可ナリ。一定ノ年齢ヲ設ケテ之ヲ規定スルハ宜シキモ、一年一年徴兵官ノ判決ヲ要スルガ如キ手續ハ甚ダ不可ナリ。

江木氏

本員ノ見ル所ヲ以テセバ、徴兵ニ干スル規定ハ現行法ヨリモ寛ニナリタル様

ナリ。乃チ17歳以上ニ於テ登録セハ、假令在学セズト雖モ23歳マデ猶予ヲナシ得ルナリ。其間自己ノ職業ニ従事スルモ可ナリ。現行法ニ於テハ学校在学ノ事故ハ絶ヘズ継続セザル可カラズ。——且一ヶ月継続セザルモ直チニ猶予ノ特權ヲ失フ事トナル。但シ毎年毎年ニ判決ヲ要スルハ不可ナリ。

鵜沢博士

徴兵令ハ憲法ノ全国皆兵主義ヲ破リ居ル様ナリ。乃チ免除ノ標準ヲ体格行状等ニ置ケリ。換言セバ全国皆兵主義ナレドモ、アル者ニ付テハ免除スト云フナリ、抽籤モアリ。然ルニ教育ノ為メニスルハ免除ニ非ズシテ猶予ナリ。免除ノ方ハ考ヘズシテ猶予ニ対スル取締ノミヲ考ヘタルナリ。而シテ此ノ猶予ノ制度タル學問ノ点ニ干シテハ非常ニ利益アリ。此ノ利益ノ方面ヲ見ズシテ害ノミヲ考ヘタルナリ。

余ノ実験ニ依レバ管テ兵役ノ年齢ニ違シタルトキニ金力ナシ。故ニ一年志願兵モ出来ズ。多者ハ北海道ニ移住スル様ナ事ヲ考ヘシモ、普通ノ資力ナキ者ハ其点モ不可能ナリシ。要スルニ猶予ノ為メ利益ヲ享クル者ハ8アリ害ハ2ナリ。8ノ利ノ為メ2ノ害ヲ以テ8ヲ捨ルハ不可。而カモ改正案ハ27マテナリ。現行法ハ28歳ナリ、僅カニ此点ハ一ケ年ノ差ナリ。何ヲ苦テ改正スルヤ。

若シ私立学校ニ於テ害アラバ、其害ヲ防ク方法ヲ講ゼヨ。但シ法ヲ以テ忌避ヲ取締ラント欲セバ第二ノ忌避ヲ生ズ。

若シ改正ニ干シ根底ノ理由アラバ可ナレドモ、単ニ一一ノ害ノ為メ根本ヲ変スルハ不可。

本郷次官

憲法ノ皆兵主義ト徴兵令トハ矛盾セズ。此ノ改正ハ憲法ノ主旨ニ適セル考ナリ。

田所局長

決シテ教育ノ干係ヲ輕ク見タルニ非ザルナリ。本郷氏ノ第一案ニ於テハ23歳トナリ居リシモ、学校ノ干係ノ大切ナルヲ以テ3歳ヲ此上ニ加ヘタル程ナリ。独乙ノ制度ヲ採用セリ。決シテ教育ヲ無視シテ打合セラナシタルニ非ル点ヲ了承セラレタシ。

鵜沢博士

本会ハ教育調査会ナルヲ以テ教育ノ精神ヨリ論シテ此問題ヲ決セザル可カラズ。此点ニ干シテ此ノ改正案ハ教育ノ精神ニ反対セリ。

成瀬君

精神ノ発達上ニ於テ中途ニ兵役ニ就クハ教育上大ナル打撃ナリ。

今日ノ急務ハ教育制度ノ改善、年限短縮等ナリ。夫レ等ヲ先ツ講究セザル可カラズ。

筋肉ノ働キト、腦ノ働キトヲ混同ス可ラズ。今日ノ國ノ制度トシ、苛税ノ為メ苦ミ、又貧困ニ陥リテ苦ミ居レリ。其以上學問ヲ中途ニ廢シテ兵役ニ就クガ如キハ國民經濟上ノ点ニ於テモ不都合ナリ。

江木氏

一年志願兵ハ自費ヲ以テセザル可カラズ。乃チ貧シキ者ハ資格ナシ。單ニ富者ニ対スル特權トナル。此不平等ヲ除去スルニ付、何カ考ヘザル可カラズ。

十時散會。

二月七日 午後六時三十分 特別委員会—欠席

登録ノトキニ体格ヲ検査スル旨答アリ。